



婦人関係国際資料 No. 62

国連婦人の地位委員会 第十六回会議報告書

労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は1962年3月19日から4月6日までニューヨークの国連本部で開催された婦人の地位委員会第16回会議の討議と成果を知るために、同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/3606/Rev.1 E/CN.6/403/Rev.1)を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の人権を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的規模でおこない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において国連憲章の起草が成り、その条文の中に男女の権利の平等が宣言されるとともに、国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認された。これにもとづいて1946年経済社会理事会は、15か国の委員をもつて構成(任期3年、毎年5か国改選)する委員会の設置を決定、1947年第1回会議が開かれた。その後1951年に委員国数を3か国追加、1961年さらに3か国の追加が決定し、第16回会議は21か国の構成によつて開催された。

わが国としては1950年の第4回会議に非公式オブザーバーとして、数人の婦人が出席したのをはじめとして、とくに1952年第6回、1953年第7回、1955年第9回、1957年第11回会議には、労働省婦人少年局長が正式オブザーバーとして出席し、委員会の事業に多大の関心を払つてきた。そして1956年末の日本の国連加盟を機として、翌年5月の初め行なわれた委員国の改選によつて委員国としてえられ、任期3年を経て、さらに1960年4月再選され、引続き委員国となつた。この間、日本代表として谷野婦人少年局長が委員の任に當つてゐる。

なお、同委員会勧告によつて国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には、日本は1955年4月に署名、6月に批准して、第40番めの加盟国となつてゐる。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上に、この資料が参考になれば幸である。

1962年11月

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

婦人の地位委員会第16回会議報告書

第1章 会議の構成	1
会議の開会と期間	1
出席者	1
役員選挙	6
委員会	6
会議、決議および文書	6
議事日程	7
第2章 婦人の政治的権利	9
決議1(XVI)	11
政治的権利についての差別；少数者の差別防止および保護に関する小委員会	
第14回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告	13
第3章 人権に関する定期報告	15
決議2(XVI)	17
第4章 同一労働同一賃金	19
決議3(XVI)	23
決議4(XVI)	23
決議5(XVI)	24
第5章 婦人の経済的権利と経済的機会	25
少女および婦人の職業指導・職業訓練；婦人の雇用の問題に特に関係あるILOの活動	25
決議6(XVI)	31
退職年金および年金受給権	32
保育所および昼間託児施設	33
決議7(XVI)	36

第6章 婦人の教育の機会	37
決議8(XVI)	41
第7章 私法上の婦人の地位	41
決議9(XVI)	44
決議10(XVI)	44
第8章 助言サービス計画および後進国の婦人の進歩に対する国連援助	45
後進国の婦人の進歩に対する国連援助	45
決議11(XVI)	48
助言サービス計画	48
決議12(XVI)	51
第9章 全米婦人委員会の報告	53
第10章 通 信	53
第11章 委員会の事業総覧・事業計画の検討と優先審議事項の設定・文書作成の統制と制限	53
決議13(XVI)	56
第12章 次回会議の開催地	60
決議14(XVI)	60
第13章 報告書の採択	60
第14章 経済社会理事会の採択を求める決議案	61

付 録

I 婦人の地位委員会 第16回会議において審議された文書一覧	67
II 婦人の地位委員会 第16回会議において行なわれた諸決定の財政措置	73

第 1 章 会 議 の 構 成

附 会 と 期 間

1. 婦人の地位委員会は、国連本部において第16回会議を開催した。会期は1962年3月19日に始まり、4月6日に終了した。

出 席 者

2. 会議出席者は次のとおりである。

アルゼンチン	マルセル・ガティカ・デ・ヴィルヘス夫人
	エンリケ・ロス氏(顧問)
オーストラリア	アダ・ノリス夫人
	ピーター・J・カーティス氏(顧問)
中 国	チュンシェン・イエ・シエン夫人
	シュンチャイ・フアン氏(顧問)
コロンビア	アナカルシス・カルドナ・ド・サローニア夫人
	クララ・ニュート・デ・ボンチュ・デ・レオン夫人(代理)
キューバ	ラウラ・メネセス・デ・アルビツ・カンボス夫人(代理)
チェコスロヴァキア	ヘレナ・レクレロヴァ夫人
	ジリ・ジャンボー氏(顧問)
フィンランド	ヘルヴィ・シビラ夫人
	クラウス・テルヌッド氏(顧問)
フランス	マリー・エレース・ルフォシュ夫人
	ジャンマルセル・ブウキン氏(代理)
	ベルナール・オージェ・ド・ラ・デュール氏(代理)
ガ ナ	エメリア・アーイー女史
	グローリア・ニコイ夫人(代理)
	J. A. クントー氏(顧問)
	K. M. アグデ氏(顧問)
インドネシア	エンダン・スルビ・サトロディレジョ女史
	タン・ピアン・キッド氏(代理)

イラン	J. B. P. マラミス氏 (顧問)
	ツァファルドクテ・アルダラン夫人
	メーリ・アイ女史 (代理)
日本	谷野せつ夫人
	門田省三氏 (代理)
メキシコ	マリア・ラヴァルレ・ウルビナ女史
	ジュリエタ・ドミンガス女史 (顧問)
オランダ	J. C. H. H. ド・フィンク女史
	J. ベルト女史 (顧問)
フィリピン	ヘレナ・Z. ベニテツ女史
	エッタ・C. エンリケツ夫人 (代理)
ポーランド	ゾフィア・デンピンスカ夫人
	フリデリカ・カリノウスカ夫人 (代理)
	マリア・レダント・レショヴィクツ夫人 (顧問)
スペイン	オーロラ・フーバー・ロバート女史
	ホセ・ルイス・ベレス・ルイス氏 (顧問)
ソ連	Z. V. ミロノヴァ夫人
	E. N. コルシュノヴァ夫人 (顧問)
	V. I. カスタルスカヤ夫人 (顧問)
アラブ連合	アツイザ・フセイン夫人
	ハッサン・A. エルミニヤウイ氏 (顧問)
英 国	ジョン・ヴィカーズ女史
	H. P. L. アトリー氏 (代理)
アメリカ	グラディス・アヴリ・ティレット夫人
	アリス・A. モリソン夫人 (顧問)
	ラシエル・C. ネイソン夫人 (顧問)
	ヒュー・スミス氏 (顧問)
オブザーバー	
ドミニカ	カルメン・ナターリア・マルティネス・ボニラ女史

ペル ー	ロザリオ・オルティス・ド・ツェヴァロス女史
ルーマニア	アウレリア・ハセグナ夫人
シエラ・レオネ	ガーション・B. O. コーリアー氏
	H. E. モーリスジョーンズ氏 (代理)

専 門 機 関

国際労働機関	エリザベス・M. ジョンストン夫人
	アンリ・レイモン氏
	ジョン・ロイド氏
国連教育科学文化機関	ニコル・フリデリヒ女史
	アーサー・ガリオッティ氏
世界保健機関	ロドルフ・L. コイニー博士
	シルヴィア・ミーガー夫人

政 府 間 団 体 (註1)

全米婦人委員会	ガブリエラ・ベレッツ・エシユグリ女史
(註1) 経済社会理事会決議48(IV)B部第7節による。	

非 政 府 団 体

A 群

国際自由労連	マルセル・デヘレング女史
	クララ・アレン夫人
	カロリン・デヴィース夫人
	ベシー・ヒルマン夫人
	イヴェット・シャルバンティエ女史
	メアリー・ハンスコム女史
世界労連	フィリップ・M. コネリー氏
世界国際連合協会	ヒルデガルド・ヴォーレエダノルフ夫人

B 群

全パキスタン婦人協会	ハムダニ夫人
------------	--------

世界農村婦人協会 ゲルダ・ファン・ベークホフ夫人
 ジョン・ベル夫人
 ロバート・L・クレイグ夫人

カトリック国際社会
事業連合会 R・ジルー夫人
 G・ヴェルガラ夫人

国際問題教会委員会 マドレイヌ・パロー女史
 エヴァ・シドム夫人
 エステル・ハイマー夫人

フレンド世界諮問
委員会 テルマ・W・バビット夫人
 エレノア・R・ロフト夫人

国際婦人同盟 エツリン・デラニヤガラ夫人
 エリザベス・T・ハルシー夫人
 フランセス・A・ドイル夫人
 アンヌ・グートリー女史
 アンナ・ラーゲマン女史
 ルート・ウーズマル女史

国際カトリック慈善
団体協議会 ルイス・ロンガルツォ氏

国際婦人協議会 ノアリー・クレイグ・シュラー夫人
 ウィリアム・パークレイ・パーソンス夫人
 ラティフェ・エルシェン・エルシャター夫人

国際有職婦人クラブ
連合会 ルート・トムリンソン女史
 グァジニア・B・ベアネス夫人
 ウィニフレッド・ウィルソン女史
 ソフィア・コラディ女史

国際法律職婦人連盟 ハリエット・F・ビルベル夫人

国際大学婦人協会 ミハエル・J・サビア夫人
 エルミナ・ルック女史
 イレネ・ヒンドマルシュ女史

国際婦人法律家協会 ローゼ・コルン・ヒルシュマン夫人
 ミルドレッド・B・ピクスビー女史

エツリン・デラニヤガラ夫人
 マージェリー・C・レオナード女史
 ウァンダ・D・ヴィーナー女史

国際人権連盟 ヒルデガルド・ヴォーレゲノルフ夫人
 クラウディア・ラヴェンシュタイン夫人

国際家族団体連合会 エリザベス・S・コリンズ夫人

婦人国際団体連絡
委員会 アンナ・ラーゲマン女史

汎太平洋東南アジア
婦人協会 ヘンリー・G・フォウラー夫人
 ラジイマー・ザカリヤ夫人

世界カトリック青年
婦人連盟 アーネスト・P・ティビッツ夫人
 ピーター・J・カス夫人

世界カトリック婦人
団体連盟 リリアン・オコナー女史
 キャサリン・シェファア女史
 アルバート・スビルマン夫人
 アルバ・ツイツァミア女史

世界YWCA コンスタンス・M・アンダーソン夫人
 ジェームズ・フォルシス夫人
 レティー・スチュアート女史

青年キリスト教労働者 カロリン・ベズルロ女史

登 録 団 体

国際社会民主主義
婦人協議会 ジーン・チャップマン夫人

国際人道主義倫理同盟 ウォルター・M・グァイス夫人

聖ジョン国際連盟 フランセス・マクギリクディー女史

世界ガールガイド・
ガールスカウト協会 エドワード・F・ジョンソン夫人
 イザベル・クローウェ女史
 チャールズ・リダー夫人

世界精神衛生連盟 マイアー・コーエン夫人

3. 人権部長ジョン・P・ハンフリー氏、人権部副部長エーゴン・シュヴェルプ氏、婦人の地位課

長ソフィー・グランバー・ヴィナヴァー夫人が事務総長代理として会議に出席した。アリーン・フエンヴィク女史が委員会書記をつとめた。

役員選挙

4. 委員会は1962年3月19日、第361次会議において、秘密投票による議長選挙を行なった。ソフィア・デンビスカ夫人（ポーランド）が賛成18、反対なし、棄権1、白紙1で委員会議長に選出された。

次の役員が全会一致で選出された。

第1副議長	マリア・ラツァルレ・ウルビナ女史（メキシコ）
第2副議長	ヘレナ・Z・ベニチツ女史（フィリピン）
記録係	ジョーン・ヴィカーズ女史（英国）

委員会

5. 議事促進のため、委員会第371次会議において、次の二つの分科委員会を設置した。

決議委員会——アルゼンチン、インドネシア、フィンランド（議長）、ソ連およびアメリカの代表によって構成。

通信委員会——オーストラリア（議長）、キューバ、チェコスロヴァキア、ガーナ、イランおよびオランダの代表によって構成。

会議、決議および文書

6. 委員会は25回の本会議を開催した。これらの会議でのべられた意見は、第361次から第385次にわたる会議記録に要録してある。

7. 委員会の決議と決定は、関係議題の項に含まれている。経済社会理事会の審議にかかるべき決議案は、本報告書第14章に一括別記してある。

8. 委員会第16回会議に提出された文書は、本報告書付録Iに一覧として記載してある。

9. 第16回会議中に委員会は、実施予算増の措置を必要とするような提案に関して事務総長がのべた財政措置の説明に注目した。委員会が採択した提案に関連して事務総長がのべた意見の概略が、本報告書の付録IIに記載してある。

議事日程

10. 委員会は第361次会議において議事日程を審議した。委員会にはそれまでに事務総長が第15回会議の議長と協議して作成した仮議題（E/CN.6/386とCorr.1）が提出されていた。

11. 仮議題を次のように変更することを議長が提案した。

(1) 委員会代表の小委員会の事業への参加は、本来政治的権利の問題に関係することであるから、第11議題すなわち少数者の差別防止および保護に関する小委員会第14回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告は、才3議題(c)項すなわち小委員会特別記録係の準備した政治的権利についての差別に関する報告といっしょに審議する。すなわち、第11議題は第3議題の(c)項となり、第3議題の(c)項は(b)項となる。

(2) 人権に関する定期報告についての第9議題は、この報告書に関する委員会の見解が人権委員会が同報告書を討議する前に伝達されるよう、第3議題の次に検討する。すなわち、第9議題は第4議題となる。

(3) 第4議題(a)項すなわち助言サービス計画に関する経過報告は、問題が密接に関連することから、第10議題すなわち後進国の婦人の進歩に対する国連援助といっしょに審議する。

(4) 第4議題(b)項すなわちルーマニアのブカレストにおいて開催された私法上の婦人の地位に関する1961年のセミナーの報告は、第8議題(a)項として審議し、私法に関する二つの文書を同一議題の中で討議することができるようにする。婦人の地位に関係ある相続法に関する第8議題(a)項は(b)項となる。

委員会はこれらの提案を全会一致で承認した。

12. アメリカ代表の提議により、委員会は同一労働同一賃金を扱う第5議題で審議するものとして、*同一労働同一賃金に関するパンフレットについての覚書、という新しい小項目を追加することを決定した。

13. 議題は最終的に次のようになった。（E/CN.6/386/Rev.1）

1. 役員選挙

2. 議事日程の採択

3. 婦人の政治的権利

(a) 婦人の政治的権利に関する年次覚書

(b) 少数者の差別防止および保護に関する小委員会特別記録係作成の、政治的権利の差別に関する報告

(c) 少数者の差別防止および保護に関する小委員会第14回会議に出席した婦人の地位委員会代

表の報告

(d) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告

4. 人権に関する定期報告

世界人権宣言の派生諸権利の尊重を確実にするために諸国政府並びに専門機関が行った措置に関する1957年～1959年定期報告の概要

5. 同一労働同一賃金

(a) 同一労働同一賃金の原則の実施状況に関するILOの報告

(b) 『同一労働同一賃金』に関するパンフレットについての覚書

6. 婦人の経済的権利および経済的機会

(a) 女子の職業指導および職業訓練に関する報告

(b) 退職年金および年金権利に関する報告

(c) 保育所および民間託児施設に関する国際児童センターの研究についての覚書

(d) 婦人の雇用問題とくに関係あるILOの活動に関する報告

7. 婦人の教育の機会

婦人の初等教育の機会に関する報告

8. 私法上の婦人の地位

(a) 私法上の婦人の地位に関する1961年のセミナーの報告

(1961年6月～7月、ルーマニア、ブルネストにおいて開催)

(b) 婦人の地位に関係ある相続法についての報告

9. 助言サービス計画および後進国の婦人の進歩に対する国連援助

(a) 助言サービス計画に関する経過報告

(b) 後進国の婦人の進歩に対する国連援助に関する報告

10. 全アメリカ婦人委員会の報告

11. 婦人の地位に関する通信

12. 委員会事業および国際的成果総覧(追加報告)、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限

13. 経済社会理事会に対する報告書の採択

第2章 婦人の政治的権利

14. 委員会は第361次会議から第366次会議にわたって、議題第3についての審議を行なった。提出された文書は、婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法およびその他の法的措置に関する事務総長年次覚書(A/4824とCorr.1)、少数者の差別防止および保護小委員会特別記録係作成の政治的権利の差別に関する報告書(E/CN.4/Sub.2/213)、この報告を委員会に伝達する事務総長覚書(E/CN.4/390)、および信託統治地域における婦人の地位に関する事務総長報告(E/CN.4/387)である。また委員会には、国際大学婦人協会の意見書(E/CN.4/NOO/125)が提出された。

15. この議題についての一般討論の過程で委員会は、婦人の政治的権利の分野において世界中で達成された進歩を満足をもって注目し、特に国連に新しく加入した国々の大多数が憲法で婦人に政治的権利を与えていることが指摘された。一人の委員が、この事実は後進国の婦人にとって有益かつ有望な関心事であるとのべた。他の一人の委員が、バラグアイで最近婦人に参政権が与えられ、これで西半球諸国における婦人参政権の賦与がくまなく達成されたことになるとのべた。しかし幾人かの代表は、まだ婦人が政治的権利をもたないか、あるいは政治的権利が制限されているような国があることは遺憾であるとのべた。委員会がこの方面で事業を続ける必要のあることが強調された。投票権の行使が納税あるいは読み書き能力というような一定の資格を条件とするような場合、婦人は男子より納税の可能性が少なく上に、文盲率は男子より女子の方が高いことが多いので、婦人は特に不利になることが指摘された。

16. 婦人が現在たとえば多数が投票するとか選挙に立候補するとかによって政治生活にますます大きな役割を果しつつある例はたくさんあるが、まだ婦人の完全な公的生活参加を妨げる多くの障害があり、このような障害をのりこえる重要な手段は市民教育であるということに全員の意見が一致した。これに関連して、婦人の公的生活参加に関する国連セミナーの意義が強調され、これらのセミナーは婦人が政治的権利を効果的に行使し、公職に就くための準備に役だったことが注目された。幾人かの委員は、国連主催セミナーの範にならって、国際的、地域的、国内的あるいは地方的段階でのセミナーがもっと行なわれるようにとの希望を表明した。一人の代表が、セミナーは婦人の公的生活参加をすすめるについて民間団体の関心を促す最良の方法の一つであるとのべた。若干の代表から、目下準備中の『婦人の市民教育および政治教育』に関するパンフレットについて、これが必要であることと、これをできるだけ広く配布することが重要であることが指摘された。他の委員もまた、婦人が、たとえば新聞、ラジオその他のマスコミ機関のような、民主国家の政治生活にお

ける重要要素である諸分野においてより高度の教育と訓練をたやすく受けられるようにすることが重要であることを強調した。

17. 婦人の公職就任の機会についての審議に移り、政府の要職に就きあるいは国際的分野で国を代表する婦人の数がまだ非常に少ないことに遺憾の意が表された。若干の委員は、婦人が地方的段階から全国的段階にいたるあらゆる段階の公的生活に参加すること、および国際会議に出席することは、個々の国のみならず世界全体のためになるであろうと思うとのべ、さらに、国内政策および国際政策形成へのこれらすべての段階の婦人の影響と貢献とは、恒久平和達成のための重要な要因であると思うとのべた。委員会は、婦人にはある一定の役職に就く機会がない国が多いこと、および婦人の昇進の機会が限られていることに特に関心を示した。討論の過程において、婦人が婚姻上の地位のために役職にとどまりえなく国が多いことが指摘された。一人の代表は、自分の国では公的生活に参加する婦人が比較的少ないのは、家庭生活の強い因襲のためであろうと思うとのべた。あらゆる公職への就任の機会について男女の権利の完全平等という原則を履行し、婦人にその権利行使について選択の絶対的自由を保証することの必要が強調された。ソ連代表は、昨年中における婦人の政治活動の高揚と、ファシズムと拷問と戦争に反対してその防止につとめた婦人の活動に注目した。

18. 婦人の政治的権利に関する条約については、この条約に署名・批准あるいは加盟した国の数に満足の意を表した委員も若干あったが、他の委員は加盟国数はまだ満足でないと考え、より多くの国が近い将来において当条約の加盟国になることを希望した。一人の代表は、この条約に領土適用条項が欠けていることが自国の条約加盟への障害であるとのべた。ガーナ代表は、委員会の次回会議において自国の条約加盟を発表することになろうとのべた。

19. 民間団体が全世界を通じ、婦人の政治的権利獲得およびその充分な行使を助けるために行なっている役割の重要なことに意見の一致がみられた。このような国際的活動を通して、民間団体は国際連合および世界平和に対し有意義な貢献を行なっている。一人の代表が、青年団体は指導者訓練計画その他の手段によって少女を将来の公的生活参加に準備させるという重要な役割を果たすことができることを強調した。この意見は、多くの代表によって支持されたが、これらの代表はまた、特に青年団体が学校との協力の上で行なう諸計画を通して少女のために適切な市民教育を行なう必要があることを強調した。

20. 信託統治地域における婦人の地位に関する事務総長報告（E/CN. 6/387）についての討論の中で、若干の代表はこれらの地域における政治的権利の分野で婦人のとげた進歩には満足すべきものがあると思うとのべた。一人の代表から、本報告に含まれている二つの地域、すなわち英国統治

下のカメルーン、およびタンガニカが独立したことが指摘された。しかし他の代表は、依然として事情がよくなく、婦人がまだ政治的権利を獲得していない地域がまだあるとのべた。これに関連して、若干の委員は、これらの地域の婦人の地位については国連の他の機関でも審議すべきであると思うとのべた。一人の代表は、信託統治地域および非自治領における婦人の地位に関する報告書が毎年出されなくなったことは遺憾である旨をのべ、その理由として、この議題を隔年毎に審議するということがまだ独立していない地域の婦人に対する委員会の関心の減退を示すように思えるからであるとのべた。

21. 一般討論の過程で、委員会はベルーからのオブザーバーと国際有職婦人クラブ連合会および国際婦人法律家協会代表からの意見発表を聴取した。

22. アルゼンチン、オーストラリア、コロンビア、日本、スペイン、アラブ連合、英国およびアメリカの代表から、婦人が公的生活において果たすべき重要な役割が普遍的に認められ、また政治的権利の分野における婦人の進歩を進めるための措置がとられるべく、希望を表明した共同決議案（E/CN. 6/L. 332 と Add. 1）が提出された。英国の代表が決議案を説明して、特に、婦人が政治的権利を与えられていない国がまだいくつかある事実にかんがみ、この進歩のための事業が続けることが必要であることを強調した。

23. この決議案に対しフィリピンとポーランドの代表から、主文第2節を追加するという修正が提案された。この修正案（E/CN. 6/L. 334）は英国代表の口頭による提案を考慮に入れたものである。修正案提案者は、主文第2節の「政治的権利（political rights）」の語の前に「すべての（all）」を入れるというフランス代表の口頭による修正に同意した。決議案共同提案者も以上の修正を受諾し、さらにガーナ代表が口頭で提案した主文第1節末尾の「最近独立した国または新憲法を採択した国を含めて（including those countries which have recently become independent or which have adopted new constitutions）」の語を削除するという修正案にも同意した。

24. 第366次会議において、委員会は決議案を修正どおり全会一致で採択した。決議文は文書 E/CN. 6/L. 335 に含まれ、次のとおりである。

1 (XVI) 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

国際連合憲章が男女同権の遵守を再確認したことを想起し、

また、1948年国連総会の採択した世界人権宣言中の関連条項をも想起し、

事務総長作成にかかる、憲法・選挙法および婦人の政治的権利に関するその他の法的措置につい

ての覚書 (A/4824 と Corr. 1) を審議し、

1. 文書 A/4824 と Corr. 1, E/CN. 6/387 および特に E/CN. 4/Sub. 2/213 中にのべられている婦人に対する政治的権利の賦与または保証についてのこの期間における進歩の状況を満足をもって注目し、

2. 現在これが実現をみていない諸国において、できるだけ近い将来にすべての政治的権利が婦人に与えられるよう、希望を表明する。

3. 婦人が公的生活において、また国や居住地域のための活動において果たすべき重要な役割が世界中にみとめられるよう、またそのために政治的権利について婦人の進歩が果さるべく措置がとられるよう、希望を表明する。

25. ソ連の代表は、次のような決議案 (E/CN. 6/L. 333) を提出した。

婦人の地位委員会は、

婦人に対する政治的権利賦与は自国における公的生活および政治生活への婦人の活発な参加を前提とするものであることを考慮し、

経済社会理事会に対し、次の決議の採択を要請する。

経済社会理事会は、

ファシズムと人種差別に対する、また、平和と民族独立のための闘争における婦人の政治活動の高揚に注目し、

若干の国において、婦人が公的活動のために官憲の迫害と抑圧を受けている事実を遺憾とし、

1. 国際連合憲章および世界人権宣言の原則に反するこのような慣行を非とする。

2. 政治活動に参加する婦人が迫害あるいは抑圧を受けている国の政府にかかる事態発生を阻止するための適当な措置をとることを勧告する。

3. 民間婦人団体が、進歩的活動に参加する婦人に対する官憲の迫害と抑圧に関する事実を一般に知らせ、また、その防禦にあたることを要請する。

4. 各国政府、専門機関および民間団体に対し、国際連合憲章および世界人権宣言の条項にそうためのいっそうの努力が必要であることに注意を喚起する。

決議案を説明してソ連代表は、政治的権利獲得と行使の面で婦人のなした進歩には注目するが、政治的権利の完全な享有に関する限り婦人がまだ迫害と抑圧を受けている国が多いことは遺憾であるとのべ、この決議案が採択されるならば、このような差別的慣行を阻止するのに役だつと信ずるとのべた。同代表のこの見解はいく人かの代表の支持を得たが、他の代表は、この決議案のいう差別は性によるものでなく、男女の政治的信念あるいは政治的活動によるものであるから、この決議

案は婦人の地位委員会の権限を越えるものであると思うとのべた。この決議案にいうところの、政治的権利の分野における差別問題を審議する国連の他の機関があることが指摘された。

26. 第 366 次会議において決議案 E/CN. 6/L. 333 についての投票を行ない、この決議案は反対 11、賛成 6、棄権 4 をもって否決された。

27. 討論の過程において、ソ連代表は、中華人民共和国の代表がいないことは遺憾であるといい、その議席は不法にも中国を代表する資格のない者が占めていると主張した。この意見をチェコスロヴァキアおよびポーランドの代表が支持した。ガーナ代表は、世界中で最大の婦人人口をもつ中華人民共和国を入れまいとしたら、委員会の事業がどれだけ効果をあげうるか疑問であるとのべた。中華民国の代表は、自分は中国の唯一の正当な政府を代表するものであり、従って、ソ連代表の発言は秩序をみだすものであるとのべた。第 365 次会議において、アメリカ代表が議事進行に關し、中国代表に対する委員会議長の呼び方は正確ではないとのべ、正確な呼称を用い、委員間に差別をつけないことを要請した。同代表はオーストラリアおよび中国の代表によって支持された。チェコスロヴァキア、キューバ、インドネシア、ポーランドおよびソ連の代表は、この意見に反対して、この問題の審議は委員会の権限外であると主張した。意見交換の後に、委員会は第 366 次会議においてガーナ代表が提案した、議長は委員会委員を氏名で呼ぶべきであるとの提案を受諾した。

政治的権利についての差別：少数者の差別防止および保護に關す

る小委員会第 14 回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告

28. 委員会は、少数者の差別防止および保護に關する小委員会第 14 回会議に委員会代表として出席したフランス代表、マリ-エレヌ・ルフォシュ夫人の口頭による報告を聴取した。この報告はもと、委員会が現在審議中の小委員会特別記録係作成の政治的権利についての差別に關する報告 (E/CN. 4/Sub. 2/213) をめぐっての小委員会の討論に同代表が参加した状況にふれたものであった。ルフォシュ夫人は、とくに報告書の中の性による差別をとり扱った箇所、なかんずく第 134 節から第 137 節までの婦人の投票権および公務への機会に關する部分についてとのべた。同代表は特別記録係の労を多としたが、その報告が、婦人の公的生活参加をいまなおさまたげているある種の差別、とくに既婚婦人に対する差別にふれていないことは遺憾であるとのべた。これらの意見は多数の委員の同意を得た。ルフォシュ夫人はまた、人権委員会に提出した小委員会の報告 (E/CN. 4/830-E/CN. 4/Sub. 2/218) について説明し、同報告には自分が小委員会の討論中に政治的権利における差別の研究についてのべた意見がはいっていないと指摘した。夫人はとくに小委員会が採択した原則 (註 2) のあるものに言及し、婦人の地位委員会はこの問題に対する委員会として

の立場を人権委員会に伝えてはどうかと提案した。

(註2) (E/CN. 4/830-E/CN. 4/Sub. 2/218; 決議1 (XIV), 付属)

29. 委員会は、人権委員会に伝達すべき意見書について討議・立案するための作業部会をつくり、議長は、フランス、チェコスロヴァキアおよびアラブ連合の代表を作業部会の委員に指名した。討論の過程において、幾人かの委員が文書(E/CN. 4/Sub. 2/215 および E/CN. 4/830-E/CN. 4/Sub. 2/218)について意見を述べた。

30. フランス代表は、この部会の議長として、第366 次会議において委員会に対し、小委員会の報告書にある諸原則に対する修正意見を含む作業部会作成の文書を人権委員会第18 回会議に回付すべく提出した。作業部会作成の文書について討議が行われたのち、委員たちは、作業部会提出の意見にもとづき、これに討論中フィンランドおよびアメリカの代表が口頭で提案したいくつかの変更を加えた文書に同意した。

31. 第366 次会議において、委員会は次の文書(E/CN. 6/L. 336) を人権委員会に回付することを、賛成19、反対1、棄権1をもって採択した。

第366 次会議において婦人の地位委員会は、賛成19、反対1、棄権1をもって、少数者の差別防止および保護に関する小委員会が第14 回会議において採択した「政治的権利についての自由と無差別の一般原則」(E/CN. 4/830-E/CN. 4/Sub. 2/218; 決議1 (XIV), 付属)に下記の変更を求める提案を採択した。

1. 前文中、最初の3 節のあとに、次の1 節を入れる。

“婦人の政治的権利に関する条約は、投票権・被選挙権およびすべての公職につく権利に関して男女の権利の平等を宣言するものであり”

2. 原則II “国民の政治的権利”(a) 節の末尾に、“また、婚姻上の地位にもとづくいかなる差別もあってはならない”の文を加える。

3. 原則IX “選挙による公職への機会”(b) 節中 “義務あるいは個人的利害(duties or personal interests)”の語を “金銭上あるいは職業上の利害(financial or professional interests)”の語におきかえる。

4. 原則X “選挙によらない公職への機会”(b) 節中 “義務あるいは個人的利害(duties or personal interests)”の語を “金銭上あるいは職業上の利害(financial or professional interests)”の語におきかえる。

5. 原則XI “差別的とみなすべきでない措置”中、

(i) (a) 節を次のように書きかえる。

“(a) ……の行使のための、すべての国民に平等な合理的な要件”

(2) (b) 節を次のように書きかえる。

“(b) 公職就任のための、すべての国民に平等な合理的な資格”

第3章 人権に関する定期報告

32. 委員会は、第366 次、第368 次および第369 次会議において、議題4 の審議を行なった。提出された資料は、人権に関する定期報告に関する事務総長覚書(E/CN. 6/388 と Corr. 1)、67 か国政府提出の1957 年—1959 年分定期報告の事務総長概要(E/CN. 4/810 と Corr. 1 と Add. 1 と 2)、専門諸機関権限内の諸権利に関する各機関報告書(E/CN. 4/811 と Add. 1 と 2 および Add. 2/Corr. 1)、人権に関する定期報告に関する事務総長覚書(E/CN. 4/AC. 17/L. 1 と Corr. 1) および人権委員会決議3 (XVII) に従って作成された人権定期報告委員会の報告書草案(註3) (E/CN. 4/AC. 17/L. 3) である。

(註3) 本委員会が議題4 を審議したのちに、(人権委員会の)人権定期報告委員会は、この報告書(E/CN. 4/831) を採択した。

33. 数人の代表が人権の分野における報告方式の重要性を強調し、事務総長の作成した定期報告の概要に満足意を表した。

インドネシア代表は、“オランダ領ニューギニア”の語を使用していることに抗議し、文書E/CN. 4/811 /Add. 2/Corr. 1 には満足していないとのべた。オランダ代表は、この語の使用は正しいと思うとのべた。アラブ連合代表は、インドネシア代表の立場を支持した。

34. 一般討論の過程において、若干の代表が、結婚・離婚および相続法の改革、公的生活への婦人の参加の増大、あらゆる段階の教育を受ける女子の数の増加、および婦人に関係するILO 条約に多くの国が批准したこと等、婦人の地位に影響を与える事項における重大な進歩を報告した政府がいくつかあったことを指摘した。他の委員は、報告された進歩はあまりにも遅々たるものであり、政府の提出した情報は不完全であると思うとのべた。ソ連代表は、世界人権宣言に謳われた諸原則および、1960 年12 月14 日の総会で採択された(決議1514 (XV))植民地とその人民への独立

賦与に関する宣言の中に示された諸原則を衷心から支持するとのべた。同代表は、人権の分野における政府の定期報告は、総会が国際人権条約草案（註4）を採択した後は、これを打切るべきであるとのべた。同代表の意見では、条約が法的に拘束力ある手段となればこのような報告方式は不要になるであろうというのである。フランス代表は、政府による人権に関する定期報告方式と条約案採択が相立しないことはないとのべた。同代表の意見では、報告方式は、諸国政府が世界人権宣言の履行の面でなした進歩の情報を提供するものであるから、決定的な価値がある。さらに、市民的・政治的権利に関する規約草案の、委員会にとくに関係のある家族法上の婦人の地位を扱う第22条は、条約の署名と同時にただちに適用されるわけではない。アメリカ代表が、報告のとり方について、民間団体からの情報も含めるようにその範囲を広げてはどうかと提案した。

（註4）条約草案は第9回総会以来、総会で審議中である。第16回総会以前において、第三委員会は各規約の前文および第1条、経済的・社会的および文化的権利に関する規約草案の主文条項のすべて（第6条から第16条まで）、および市民的・政治的権利に関する規約草案第6条から第18条までを採択しており、第16回総会において、第三委員会は市民的・政治的権利に関する規約草案の第19条から第26条までを採択し、同規約主文条項の審議を完了した。

35. 議長がフィンランド、フランスおよびメキシコの代表を、定期報告の概要およびその他の関係文書を審議し、委員会に報告するための作業部会に指名した。作業部会の勧告範囲は婦人の地位委員会にとくに関係ある実質的事項に限るという提案がなされた。婦人の地位委員会が人権委員会に対し、諸国政府が人権に関して事務総長に報告する際の報告の仕方について勧告するのは妥当ではないと考えられた。第368次会議において、フランス代表は、人権に関する定期報告作業部会の議長として、人権委員会に対し、婦人の地位に直接関係ある問題点のみに関する婦人の地位委員会の意見を考慮に入れるよう要請する決議案を含むワーキングペーパー（E/CN. 6/L. 340）を提出した。作業部会の報告書を説明してフランス代表は、人権報告書の概要を伝達してくれることに対して人権委員会に感謝の意を表することを提案し、また、作業部会は、これらの有益な報告書は定期的に委員会に送られるべきであるとの意見を持っている旨をのべた。報告書が多くの分野におけるかなりの進歩を反映していることに注目する一方、同代表は、いくつかの例外はあるが、家族法における婦人の地位を扱っている世界人権宣言第16条の履行状況に関する情報が諸国政府からほとんど提供されていないという作業部会の懸念を明らかにした。同代表はまた人権宣言第21条に関して、とくに婦人の公職につく機会について、また労働の権利に関する第23条および教育の権利に関する第26条についても同様の意見をのべた。情報の不足は報告書に含まれる期間（1957

年～1959年）中にほとんど進歩がなかったことを示すものであるというのが作業部会の意見であった。ワーキングペーパーは、委員会の一般的支持を得た。

36. 英国代表は、文書E/CN. 6/L. 340に対する修正案（E/CN. 6/L. 342）を提出した。この修正は、主文第4節を“しかし、婦人の地位に影響を与える事項に関して諸国政府がこれらの報告書に提供する情報は、もっと包括的なものとなしうと考える。”という文句におきかえるというものである。この修正案は、作業部会の全員にうけいれられ、また、他の委員の支持も得た。中国代表は、ワーキングペーパーは社会保障を扱う人権宣言第22条およびとくに“母と子は特別の保護と援助を与えられる権利を有する”と規定している第25条第2項に言及するのが妥当であろうとの意見をのべたが、正式にはその趣旨の修正案は出さなかった。フランス代表は、これらの問題は婦人に対して差別がなされているという問題ではない、委員会の勧告は婦人に不利な影響を与えるような問題を打出すべきであると答えた。同代表はまた、当委員会で発言のあった意見は、自分が婦人の地位委員会の決議を提出する際に人権委員会に伝達するとのべた。

37. 委員会は、また、国際婦人協議会からのオブザーバーの意見を聴取した。

38. 第369次会議において、委員会はワーキングペーパーの中に含まれた決議案を修正どおり全会一致で採択した。文書E/CN. 6/L. 346の中に含まれるこの決議文は次のとおりである。

2 (XVI) 人権に関する定期報告

婦人の地位委員会は、

人権委員会が決議3 (XVII) によって婦人の地位委員会に伝達した1957年～1959年の人権に関する定期報告の概要（E/CN. 4/810とCorr. 1とAdd. 1と2, E/CN. 4/811とAdd. 1と2およびAdd. 2/Corr. 1）を審議し、

1. 多大の関心をもって注目されたこれらの報告書を伝達したことに対して、人権委員会に感謝の意を表し、
2. 婦人の地位委員会にとくに関係ある世界人権宣言の諸条項を履行するために諸国政府が行なった措置を反映するこれらの報告書の有用なことを強調し、
3. 人類全体に関係のある多くの人権分野においてなされた進歩に注目する。
4. しかしながら、婦人の地位に影響を与える事項に関して、諸国政府がこれらの報告書に提供する情報は、もっとも包括的なものにしうと考える。
5. 若干の国が世界人権宣言第16条の履行状況に関しては重要な進歩を報告しつつ、家族法上の婦人の地位に関する情報は特別少なく、この分野における前進がほとんどなかったことを示して

いることを関心をもって注目する。

6. 第21条をかんずく公務への婦人の機会に関する情報、また、第23条および第26条に関する情報についても同様のことがいいうることに注目する。

7. 今後の報告書には、すべてのものがこの宣言の謳うすべての権利を性による差別なしに受ける資格を有するという世界宣言第2条の規定の適用に関して諸国政府からより多くの情報が提供されるよう、希望を表明する。

8. 人権に関する定期報告が定期的に婦人の地位委員会に回付されるよう、希望を表明する。

9. 婦人の地位に直接関係ある問題点についてのみのべた上記の意見を、人権委員会が考慮に入れるよう要請する。

39. 委員会はフランス代表に、採択された決議を人権委員会に提出し、また、婦人の地位委員会において発言のあった意見を伝えるよう指名した。

第4章 同一労働同一賃金

40. 委員会は、第566次会議から第568次会議にわたって、議題5の審議を行なった。提出された書類は、同一労働同一賃金に関する国際労働事務局の経過報告(E/CN.6/392)、パンフレット「同一労働同一賃金」の販売・配布に関する事務総長覚書(E/CN.6/401)および国際婦人同盟提出の意見書(E/CN.6/NGO/122)である。

41. 委員会は、国際労働機関(ILO)代表から、同一価値労働に対する男女労働者の同一報酬に関するILO条約(第100号)および勧告(第90号)に関してILO各加盟国が行なった措置についての報告を聴取した。同代表は、同一賃金に関する長期的傾向は明らかに有望である、しかし、最近における状況の変化が同一賃金原則適用の実際の困難さを顕著にしており、その結果、そのよって来たる原因に関心が高まっていることは重要な点と思われるとのべた。現実の諸問題をより詳細に分析し、それらを克服することに努める時期である。同一賃金に関しこれまでになく進歩があったにせよ、その原則が多くの国々において、また多くの経済分野において実現するまでにははるかな量のなすべき仕事が残っている。これに関連して重要な点は、同一賃金原則についてはすでにこれをうけいれる一般的雰囲気があるので、従ってこれを履行する上での実際の障害はおそらく予想されたほど手ごわいものではなからうということである。すなわち、忍耐と善意——とくに団体交渉における——および、種々の産業と職業における賃金政策と慣行についての三者合同の研究が種々の困難や偏見の克服に向って、また「同一労働同一賃金」の真の意味を引き出す方向に向って大いに歩を進めた。このことは一般に、広汎な婦人賃金問題のうちのいくつかの問題に注意を集中させた。すなわち、婦人の賃金が男子と比して比較的低いのはなぜか、このことは必要かつ正当であるか否か、また、婦人の賃金水準の改善のためになしうることはなにか。これらの問題に今後当分関心が集中するであろう。

42. 一般討論の過程において、すべての代表が国際労働事務局の報告書に対し感謝の意を表した。いく人かの委員が、この文書が出た後に自国でなした新たな進歩について報告を行なった。

ILOの報告書は同一労働同一賃金の達成に向って相当の進歩を示していることが注目された。多くの委員は、39か国がすでにILO条約(第100号)を批准している事実を歓迎する一方、国連加盟国の数に比較してこの数字は満足するにはほど遠いものであるとの意見を表明した。いく人かの代表は、同一労働同一賃金原則の履行に関する多くの国の状況には遺憾などが多いと思うとのべた。多数の代表が、委員会は未批准国に対して条約の批准を促すべきであるとの意見であった。しかし、若干の委員は、条約を支持しながらも、自国政府の一般的政策によれば、いかなる条約に

ついても、その中に明記されているすべての条件が自国においてととのわないうちは批准の可能性がないとのべた。数人の委員は、たとえ同一賃金原則が国内法に謳われているとしても、そのことは必ずしも原則が常に実際に適用されていることを意味するわけではないことを強調した。若干の代表は、ILO条約(第100号)をまだ批准していない国における報酬の研究が必要であると思うとのべ、ILOがこのような研究を行なうようにとの希望を表明した。

43. この議題についての一般討論の中で、委員たちは、同一労働同一賃金の問題は婦人の真の平等の前提となるものであることを強調し、また1人の委員は、同一賃金原則の履行と婦人の政治的平等および自国の経済生活への婦人の参加との間に密接なつながりがあることを強調した。同一労働同一賃金原則の適用上の障害、および、原則履行の促進のためにとられうる措置についての討議の中で、男女労働者間の賃金格差は外的要因によってひきおこされることが注目された。職務内容および職務評価の客観的分析は、同一賃金の原則を実施し、婦人の賃金に公平な評価を与えるための有益な手段となる。多くの代表が、適当な職業指導および職業訓練の機会の提供がとくに後進国においては重要であることに言及した。これらの便益は、婦人に適当な資格をつけさせるために必須と考えられ、また、婦人に資格をつけさせることが上級職への昇進および同一賃金やより広い範囲の雇用と昇進の機会を得るための基礎となると考えられた。

44. 多くの代表が、欠勤が報酬および同一賃金の問題に影響し、適当な託児施設の設立は婦人労働者の諸問題の解決に大いに貢献することができることを指摘した。1人の代表は、妊娠が婦人を解雇する理由になることがしばしばあるとのべた。他の委員は、雇用者は出産休暇の費用の故に婦人を雇わないとのべ、また、若干の国における同一賃金に関する婦人の差別待遇は、母性保護給付の負担が雇用者のみにかかっており、公的基金あるいは他の集団的とりきめからは賄われないという事実が原因があるとのべた。多数の委員たちが、このような差別待遇は、出産が社会の存続のために不可欠の機能であるという事実にてらし、とりわけ不幸であると考えた。また、この委員たちはある国々における経済的困難は婦人の犠牲において解決すべきではないと考えた。1人の代表が、雇用者に対し職務分類の改善を促すことを希望し、「典型的な女子労働」という特別な範疇を、同一賃金原則実施の重要手段である団体協約の中に入れるべきではないと強調した。1人の委員が、過剰労働力を持つ後進国においては、婦人は低賃金に甘んじなければならぬとのべた。

45. 多くの代表が、必要な好意的世論を醸成するについて民間団体の活動が重要であることを強調した。数人の代表が、同一賃金原則の実施促進における労働組合の重要な役割をとくに強調した。また、労働組合への婦人の活発な参加は、同一賃金獲得のたたかいの中できわめて重要であることが強調された。1人の委員および国際自由労連の代表が、この原則実施におけるEEC(欧州共同

市場)のかなりの影響を指摘した。若干の委員が、共同市場加盟国内部でのローマ協定第119条の適用状況を改善する必要があることを指摘した。他の1人の委員が、今までになされた進歩は労働者および労働組合の努力のたまものであることを強調し、同時に、ILOおよび民間団体の果たした役割に賛辞を呈した。多数の委員が、同一労働同一賃金原則の実施の問題を議題とする国内セミナーないしは国際セミナーの重要性を強調した。

46. 多くの代表が、ILOと国連の共同作成にかかり、国連によって出版された「同一労働同一賃金」と題するパンフレット(販売番号: 60.IV.4)について意見をのべた。若干の委員は、このパンフレットは同一賃金に関し婦人の周知と教育に貢献しうるとして、これをより広く配布することに賛成であった。このパンフレットは今後この分野における新しい進歩の状況を組み入れて、さらに更新すべきであるとの示唆がなされた。

47. 討論の過程において、ILO代表は、諸代表からの各質問に回答した。委員会はまだ、国際自由労連および国際有職婦人クラブ連合会のオブザーバーからの意見発表を聴取した。

48. チェコスロヴァキアおよびアラブ連合の代表から共同決議案(E/CN.6/L.337)が提出された。これは、経済社会理事会が、

1. 諸国政府に対し、同一労働同一賃金に関するILO条約第100号を批准し、またあらゆる経済的分野においてこれに関連する立法上・実際上の措置を講ずることによって同一労働同一賃金の原則を一貫して適用し促進するよう

2. 国内的および国際的婦人団体に対し、男女に対する平等な労働条件の原則をそれぞれの活動の中で不断に擁護し、同一労働同一賃金原則の法制上・実際上の適用を要求するよう

3. 国際労働機関に対し、同一労働同一賃金原則の導入を世界的規模においてはかることを継続し、また、労働問題および社会問題を国際段階において考慮するに際し、常にこの原則を念頭におくよう

要請することを求めるものである。

49. ガーナ代表が口頭で、経済社会理事会に於てた決議の主文第1節中「政府(Governments)」の前の最初の語「その(the)」について、同代表の考えでは決議はすべての政府に向けるべきであるという理由によって、これを削除することを提案した。決議案に対する次のような口頭修正案がアメリカ代表から提出された。すなわち、(i)決議を同一労働同一賃金原則に対してまだ措置を講じていないすべての政府に向けるために、主文第1節中、「批准すること(to ratify)」の語を削除し、「この原則をまだ批准もしくは実施していない(which have not yet ratified or otherwise implemented the principles of)」の語におきかえること。(ii)決議にはILO勧告の諸規定お

よびILOの手続との関連を含めたいので、同節中、「同一労働同一賃金に関する (relating to equal pay for equal work)」の語のあとに、「ILO憲章にしたがいそうすること、また、勧告第90号の諸規定を実施すること (to do so, as appropriate under the Constitution of the ILO, and also to implement the provisions of Recommendation No. 90)」の語を挿入すること。

前主文第2節「国際婦人団体 (international women's organizations)」の語のあとに、これらの団体は国連と関係のある団体であるから、「经济社会理事会に対して諮問的地位にある (in consultative status with the Economic and Social Council)」の語を加えること、の3点である。

メキシコ代表が口頭で、主文第1節中「政府 (Governments)」の語のあとに「加盟国の (of Member States)」の語を挿入することを提案した。フランス代表は口頭で、主文第2節と第3節の順序を反対にし、民間団体にあてた部分を、「经济社会理事会に対して諮問的地位にある国内のあるいは国際的婦人団体が……しつづけるよう……希望を表明する (Expresses the hope that national and international women's organizations in consultative status with the Economic and Social Council may continue……)」と書きかえることを提案した。これは、委員会が民間団体に対して特別の指示を下すことは不相当との同代表の考えによる。スペイン代表は口頭で、決議はもっぱら婦人労働の経済的問題に触れたものであるからという理由で、委員会の決議案前文第2節の「経済的分野において (in the economic field)」の語の前の「いちじるしく (notably)」の語を削除すること、および理事会にあてた決議前文第2節における同じ語を削除することを提案した。同代表はまた、表現により明確さを期する意味で、民間団体にあてた主文中「労働条件 (working conditions)」の語の前に「経済的 (economic)」の語を挿入することを提案した。共同提案者は、民間団体にあてた主文に「经济社会理事会に対して諮問的地位にある (in consultative status with the Economic and Social Council)」の語を挿入することに関するアメリカの修正案を除いて、提案されたすべての修正案をうけ入れた。ソ連代表は、このアメリカの修正案を取り入れることは決議の範囲をせばめるおそれがあるという理由で、この節は共同提案者の草案のままに残すべきであるとの意見を表明した。同代表は、諮問的地位にはないが、婦人に影響を与える経済問題に活発に関係している重要な婦人団体があるとのべ、故に委員会はあらゆる婦人団体の協力を求めねばならないと促した。委員会は、アメリカの修正案を賛成14、反対なし、棄権7で採択した。

50. 第368次会議において、委員会は決議案 (E/CN. 6/L. 337) の全文を修正どおり、賛成14、反対4、棄権3で採択した。文書 (E/CN. 6/L. 344) に含まれる決議文は、下記のとおりである。

3 (XVI) 同一労働同一賃金

婦人の地位委員会は

同一労働同一賃金に関する国際労働事務局の状況報告 (E/CN. 6/392) を審議し、

まだ多くの国に現存する男女の賃金および給料についての法律上・事実上の格差が、経済分野における婦人の真の平等への重大な障害となつており、この見解に立ち、

婦人に対するこの差別を排除するために、国内的・国際的段階において効果的な措置がとられるべきであると信じ、

经济社会理事会に対し次の決議を採択するよう要請する。 (第14章、決議案II 参照)

51. 委員会には、コロンビア・日本・オランダ・スペイン・英国およびアメリカの代表の提案による同一労働同一賃金に関する共同決議案 (E/CN. 6/L. 338) が提出された。決議案は、同一価値の労働に対する男女の同一報酬の原則の適用の面で進歩に注目し、また、国際労働事務局が婦人に対する賃金差別を根絶するための政府の努力に関し、委員会に2年めごとの定期報告を行なうというこれまでの慣行を続けるであろうことに満足をもって注目している。

52. 第368次会議において、委員会は全会一致で決議案を採択した。決議文は次のとおりである。

4 (XVI) 同一労働同一賃金

婦人の地位委員会は、

同一価値の労働に対する男女に平等の報酬の原則の適用についての進歩に関し、ILOの報告書 (E/CN. 6/392) にある記録を満足をもって注目し、

1. ILOの次回報告がこの方向にさらに進歩を記すこととなるよう、希望を表明する。

2. ILOが同一労働同一賃金に関し興味深くかつ示唆多い報告を行なうことに対して感謝の意を表する。

3. ILOが婦人に対する賃金の差別待遇を除くために、また、同一労働同一賃金原則の実施を確保するために加盟諸国が行う努力の結果について、引きつづき隔年ごとの報告書を準備するであろうことを、満足をもって注目する。

53. 「同一労働同一賃金」のパンフレットに関する共同決議案 (E/CN. 6/L. 339) が、アルゼンチン・オーストラリア・イラン・日本・メキシコ・英国およびアメリカの代表の提案によって提出された。決議案は、事務総長に対し、同パンフレットを可及的広範囲に配布する便宜をはかることを要請し、また、パンフレットを順次更新する計画を立てるよう示唆するものである。

54. 第368次会議において、委員会は決議案を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

5 (XVI) 同一労働同一賃金

婦人の地位委員会は、

本委員会の勧告によって作成された『同一労働同一賃金』に関するパンフレットが国連の販売出版物第 60 号 IV.4 として発行され、多くの部数が売られたことに注目し、

また、同一賃金原則およびその実施にともなう諸問題がさらに広く理解される必要があることに注目し、

1 事務総長に対し、『同一労働同一賃金』に関するパンフレットのできるだけ広汎な配布を容易にする手段を講じるよう、とくに販売の促進および民間団体が割引価格で大量に購入する機会の促進を継続的におこなうよう、要請する。

2 ILO と協力してこのパンフレットをときおり更新改訂し、また常に適量の在庫を保持するよう計画を立てるよう、提案する。

第 5 章 婦人の経済的権利と経済的機会

5.5 委員会は、第 369 次会議から第 375 次会議にわたって、議題 6 の討議を行ない、次の資料が提出された。少女と婦人の職業準備に関する ILO 報告 (E/CN.4/397)、婦人の雇用問題とくに関係ある国際労働機関の活動に関する ILO 報告 (E/CN.4/393)、退職年金および年金受給権に関する ILO 報告 (E/CN.4/394) および、1960 年 12 月パリにおいて開催された国際児童センター主催の託児所に関するセミナーの報告の抜粋を伝達する事務総長覚書および欧州 4 か国における託児所に関する報告の抜粋 (E/CN.4/385)。また、国際婦人同盟 (E/CN.4/100/122)、国際婦人協議会 (E/CN.4/100/121)、国際有職婦人クラブ連合会 (E/CN.4/100/119)、国際大学婦人協会 (E/CN.4/100/127)、世界母親運動 (E/CN.4/100/129) および聖ジョン国際連盟 (E/CN.4/100/120) からそれぞれ意見書が提出された。

5.6 委員会は、議題 6 の(a)項と(b)項を同時に審議することに決定した。

少女と婦人の職業指導および職業訓練：婦人の雇用問題とくに
関係ある ILO の活動

5.7 ILO 代表は、少女および婦人の職業準備に関する報告書を説明して、あらゆる形の職業準備の基礎としての教育の重要性を強調し、ILO はその問題を UNESCO との緊密な協力のもとに処理したい意向であると述べた。同代表は、労働生活のための職業準備は、職業指導とあらゆる形の職業訓練および自営のための準備を含むものであることを指摘した。過去において、経済的・社会的分野における婦人の進歩が比較的遅かつたのは、婦人の職業準備がはなはだしく欠けていたためである。しかし、近年世界の多くの地域においてかなりの進歩が見られ、この問題の重要性の認識が高まっている。ILO 婦人労働問題コンサルタント会議は、この問題をもつとも優先的にとりあげている。そこで、同件に関する報告書作成のためにそのアウトラインをとりまとめた。このアウトラインは文書 E/CN.4/397 に含まれている。最終的な形の報告書は ILO コンサルタント会議から意見の提示をうけた後起草され、コンサルタント会議の次期会合の参考文書として役立てられるであろう。報告書の作成は多分年末までに完了するであろう。アウトラインは序説的なものにすぎないが、委員会が第 14 回会議で行なつた要求を実行するためにどのような措置がとられているかを明らかにするために提出したものである。この報告書は、その最終的な形では、婦人の新たな職業上の機会の伸長に貢献するものと思う、と同代表は述べた。

5.8 ILO の活動に関する報告 (E/CN.4/393) の審議に移り、ILO の代表は、婚姻上の地位

にもとづく差別待遇に関する報告書が改訂され、国際労働時報(International Labor Review)の3月号と4月号に掲載されるだろうとのべた。また、高年令婦人の問題は、1962年6月開催予定の第46回国際労働会議のために準備した事務局長報告(註6)の中に扱われていること、1962年末あるいは1963年初頭までに完了すべきパートタイム雇用に関する報告書を編纂する目的で、同件に関する質問書が配布されていること、母性保護に関する報告書が1964年までに準備されるであろうこと、および最後に、農業に従事し農村地域に居住する婦人の雇用条件に関する報告書の改訂版がほぼ同じ時期に完成するであろうこと、その報告書は、委員会が農村地域における女子の教育の機会について討議する際の資料として提供できるであろうこと、委員会がもしこの活動を有益とみるならば、ILOは同様な報告書を適当な間隔をおいて作成する用意があること、ILO代表は、これらの指摘を行なった。

(註6)国際労働事務局事務局長報告、第1部：高年令者——労働と退職

(ジュネーヴ、1962年)

59. すべての委員が、婦人の職業準備の分野におけるILOの事業に対して深い感謝の意を表し、提出されたこれらの広汎な内容をもつ文書を歓迎した。

60. 一般討論の過程において、すべての委員から、女子の職業指導および職業訓練の問題はきわめて重要であり、同一労働同一賃金、婦人の経済的機会および婦人の労働条件等の問題と密接につながつて、婦人の経済的発展へのかぎとなるものであるとの意見がのべられた。若干の代表は、工業技術面に起りつつある変化の重要性を強調し、また、世界各地における必要の増加が働く婦人に次第に大きな影響を与えていることを強調した。疑いの余地なく、各国はその発展段階によつて必要を異にしているが、婦人の専門的職業訓練が男子より劣るにもかかわらず、労働市場にはいつていく婦人の数が増加しつつあることは事実である。委員会は、予備訓練をほとんどあるいは全く必要としない職業に従事する婦人が総体としての労働力のうち高い比率を占めていることに注目し、女子の職業指導および職業訓練がこのような状態を改善するための基本的な要件であると感じられた。刻々進みつつある工業化、とくに後進国におけるそれは、熟練労働への需要を生みだすことが指摘された。1人の委員が、最近独立した国々は急速な経済的発展を遂行するために全労働力を動員する必要があることを強調した。大多数の代表たちは、女子の職業指導と職業訓練は多くの国において、一般にもつとも進んでいると考えられている国においてすら、不十分であるという意見であつた。委員会は重要な進歩をのべた多くの報告を聴取したが、まだなされるべきことが多いことが感じられた。また、概して女子に与えられる教育および職業訓練の機会は男子のそれよりかなり少ないと思うものべられた。2人の委員が、労働力中の婦人の数は、男子のそれよりも急速に増加していることを指摘した。"ブルーカラー"労働者に比較して

"ホワイトカラー"労働者の数が増加しているということは、必然的に労働市場に影響を与えるであろう。このことは女子に熟練を要する仕事や職業の訓練を与える必要があることを強調するに役立つ事実であると指摘された。

61. 討論の過程において、いく人かの代表が、職業指導は仕事を初めてさがす女子ばかりでなく高年令婦人にとつても重要であるとのべた。子供を育て終わつたのちに収入のある職に就職あるいは再就職するという傾向が婦人の間に顕著に見られること、これら労働市場に再登場する人々のための職業選択の適切な指導および訓練がきわめて重要であることが指摘された。いく人かの代表が職業訓練に代わる手段としての"現場"訓練の重要なことを強調した。しかし、職業選択の自由は確保すべきであるということが強調された。1人の委員が、自国の小学校で最近民間団体によつて始められた心理学奉仕について報告したが、まだその成果は分つていなかった。若干の代表が、職業指導は小学校終了以降に行なうべきであるとのべた。

62. 女子の職業指導と職業訓練の現在の不足の原因と考えられる要因について討論が行なわれたが、その際いく人かの代表は、ある種の社会的要因が婦人に対する訓練を制限する傾向にあることを指摘した。この種の要因としてとくにあげられたのは、若干の社会における婦人の依存的地位、女子よりも男子の教育を重視する親たちの偏見、および結婚までの短期の不熟練あるいは半熟練労働に従事し、早期に引き上げられることを望む女子の傾向などである。いく人かの代表が、職業訓練に対する女子の心構えに障害と考えられるものがある、すなわち、女子は早く結婚し、職業活動を放棄することを期待するので、より高度の教育を受ける希望をもたない、という意見をのべた。女子をいわゆる"女性的職業"に対して準備させるような親たちの古い型の姿勢のなごりもまた婦人の職業訓練を制限する要因である。1人の代表が、このような考え方はことに後進国に顕著であると指摘した。

63. 女子の職業指導と職業訓練に関する不十分な状況を改善するためにとり得る手段について討論が行なわれたが、その問題は諸国政府がとくに責任を負うべきものと考えらるべきであるというのが一般の考え方であつた。1人の代表は、諸国政府が婦人を補助的労働力とみなし、女子の職業指導と訓練に関する有効な措置を講じない限り、現在の状況は改善されないだろうと指摘した。女子の職業訓練を広汎にすすめることは、婦人の地位の改善のみならず国民経済の利益のためにも必要と考えられた。政府および労働組合によつて綿密に立案された計画がこの分野で必要とされていると一般に感じられた。1人の代表は、女子が途中で挫折に終わるような仕事につくことを防ぐためには労働市場の将来の必要を決定することが第一に必要であるという意見であつた。若干の代表が、農業労働がだんだん熟練を要するようになってきたこと、および、農業地域に住む婦人の職業訓練を見のがしてはならないことを強調した。UNESCOの役割もまた、一

般教育や学校教育の利用しうる機会を広く知らせることによつて婦人の訓練問題の解決に資することのできる団体であるとして強調された。若干の代表は、この問題を討議するためのセミナーを組織すべきであるという意見であつた。1人の代表が、親と教師の会は子供の職業訓練に対する一部の親たちの伝統的・心理的な抵抗を克服する有益な手段であると思うとのべた。

1人の代表が、ILO総会の議題に労働市場にはいる若い婦人の問題、家庭の責任を持つ婦人の問題、および婦人の失業問題に関する項目を含めることを提案した。同じ代表はまた、ILOに対し、婦人の家事使用人および婦人農業労働者の状態について報告するよう、また、まだ十分とはいえないそれら労働者の保護のために適切な立法措置を確保するよう、要請することは、委員会にとつて有益であろうとのべた。

6.4. 委員会は、種々の代表からの質問に対するILO代表の答弁を聴取した。また、次の民間団体のオブザーバーの発表も聴取した。——国際自由労連、世界労連、国際有戦婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会、世界カトリック青年婦人連盟および世界カトリック婦人団体連盟

6.5. ポーランド代表は、婦人の職業訓練に関する決議案(E/CN.6/L.341)を提出した。同代表は、職業指導と職業訓練の分野における措置を急速化し、理事会に対し国連加盟国が女子の職業的・技術的訓練を効果的に改善する手段を考慮するよう勧告することを要請するのは委員会の任務であると指摘した。決議は次のとおりである。

婦人の地位委員会は、

婦人の職業訓練および婦人の資格水準の向上は、経済的分野における婦人の男子との事実上の平等のための必要な前提条件であることを認め

経済社会理事会に対し、次の決議の採択を要請する。

経済社会理事会は、

後進国において資格ある人材が緊急に求められている事態は、男女に対し訓練を与えることによつてのみ満たされるであろうことに注目し

多くの先進国において婦人が主として不熟練労働ないしは比較的熟練を要しない労働に従事していることを考慮し、

1. 国連加盟国に対し次のことを勧告する。

- (a) 女子の職業的・技術的訓練を効果的に改善する方法について考慮すること、およびその分野における無料の教育機関を完成すること。
- (b) 男女に平等の職業訓練および専門職訓練を与えるためのセンターを新設すること。
- (c) 工業事業所における婦人の現場職業訓練を奨励すること。

2. 国際労働機関に対し、早い時期の総会の議題に女子の職業・技術訓練および準備の問

題を含めることを要請する。

3. 民間団体に対し、女子の職業・技術訓練を適切に援助するための施設を育成するよう要請する。

6.6. ポーランドの代表は口頭で、自分の決議案に次のような変更を加えた。すなわち、(1)主文第1節に“男女に対し既存の職業学校・専門的職業学校およびその他の施設に対する平等の機会を保障すること”という新たな(b)項を加える。従つて、(b)項と(c)項はそれぞれ(c)と(d)になる。(2)主文第3節冒頭の“要請する(Requests)”の語を“との希望を表明する(Expresses the hope that the)”の語に置きかえ、また同節中“to”の語を“will”の語に置きかえる。

6.7. 英国の代表は、ポーランドの決議案(E/CN.6/L.341)に対する修正案(E/CN.6/L.345)を提出した。同代表の修正案は、先の決議案の本旨には従いながら、経済社会理事会に決議案の採択を求める文節は省略した。同代表は、その件については内部決議を採択することが好ましく、委員会はILOが行なうべき当該研究および報告書を審議した後はじめて理事会によびかけるべきであると指摘した。大多数の委員は、英国代表の提案を支持した。

6.8. アメリカ代表が決議案(E/CN.6/L.347)を提出し、その中でILOが行なうべきこの研究を完成することの重要性を強調した。決議案は次のとおりである。

婦人の地位委員会は、

ILOが婦人労働問題コンサルタント会議の審議資料として完成させる目的で作成し、当委員会に資料として提供した女子の職業準備に関する研究の計画に注目し、

この計画はこの分野における基本的問題を考慮に入れ、家庭の責任が軽減したものの高年齢婦人に対し、効果的な収入の道をめしめるための職業相談および職業訓練を与えることについての特別の関心を含んでいることに注目し、

ILOがその研究を完了した時には、ILO婦人労働問題コンサルタント会議およびその他のILOの機関がこの問題について行なつた審議あるいは到達した結論とともに、研究成果の報告を婦人の地位委員会に提出するようとの希望を表明する。

6.9. 意見交換後、三つの文書は決議に関する特別委員会に付託され、同委員会は婦人の地位委員会に決議文を提案した。それは文書E/CN.6/L.348に含まれ、次のとおりである。

婦人の地位委員会は、

決議6(XIV)および1960年7月25日の経済社会理事会決議771E(XXX)を想起し、これらに加えさらに措置をとることを希望し、婦人の職業訓練および婦人の資格水準の上昇こそ、婦人が経済分野において男子との事実上の平等を得るについての前提となる要

件であることを認め、

〔経済社会理事会に対し、次の決議案の採択を要請する。〕

経済社会理事会は、

1960年7月25日の決議771E(XXX)を想起し、これに加えてさらに措置をとることを希望し、]

後進国において資格ある人材が緊急に求められている事態は、男女に対し訓練を与えることによつてのみ解決されるものであることに注目し、

多くの国において婦人は主として不熟練労働ないしは比較的熟練を要しない労働に従事していることを考慮し、

1. 権限ある当局に対して次のことを行なうよう希望を表明する。

〔1. 国連加盟国が次のことを行なうよう勧告する〕

(a) 婦人および少女の職業指導と職業相談および職業・技術訓練を有効に改善する方法について考慮すること、およびその分野において無料の教育を与える施設を設置充実すること。

(b) 男女に対し既存の職業学校・専門的職業学校およびその他の施設に対する平等の機会を保障すること。

(c) 男女に平等の職業訓練および専門的職業訓練を与えるために、必要があれば、新しいセンターを設けること。

(d) 工業事業所その他の事業所において、婦人に対し、現場職業訓練を行なうよう奨励すること。

2. さらに事務総長がILOと協力して、主文第1節にある諸勧告の実施に関して国連および専門諸機関加盟諸国が果たした進歩の状況について、できれば委員会第18回会議に報告するよう、勧告する。

3. ILO婦人労働問題コンサルタント会議が次期会期において、職業指導と職業相談および職業・技術訓練の問題を検討するよう、また、ILOがその後の早い時期の総会において婦人の職業指導と職業相談および職業・技術訓練の問題を議題の一つとしてとりあげるよう、希望を表明する。

4. また、経済社会理事会に対して諮問的地位にある民間団体が、女子の職業指導と職業相談および職業・技術訓練を適切に援助するための施設を育成するよう、希望を表明する。

決議委員会では括弧内の語の留保に関し意見の一致がみられず、その問題は本会議にはかることに決定した。

70. ポーランドとアメリカの代表は、自分の決議案(E/CN.6/L.341とE/CN.6/L.347)を撤回し、英国代表はポーランド代表の決議案に対する修正案(E/CN.6/L.345)を撤回した。オーストラリア代表は、決議委員会の用意したワーキングペーパー(E/CN.6/L.348)にある決議案に対し口頭による修正を提案した。それは主文第1節(a)項中の「職業的(vocational)」の語のあとに「指導と相談ならびに職業的(guidance and counselling as well as the vocational)」の語を挿入するものである。中国代表が、オーストラリアの口頭による修正は、主文第1節(a)項ならびに主文第3節と第4節の「職業的(vocational)」の語が出てくる箇所全部にあてはめるべきであると提案した。フランス代表は、二つの修正を口頭で提案した。第1は、前文第3節中の「男女(men and women)」の語の順序を変えること、第2は、括弧でくくられた方の主文第1節の「国際連合(United Nations)」の語のあとに「および専門機関の(and of the specialized agencies)」の語を挿入することである。委員会は、これらの修正案をワーキングペーパーに組み入れることに決定した。

71. 次に委員会は、ワーキングペーパーにある決議案中かぎ括弧にかこまれた2か所について票決を行なつた。これらは反対16、賛成6、棄権3で否決された。決議案全体は、修正どかりで全会一致採択された。文書E/CN.6/L.350に含まれ、委員会第373次会議において採択された決議文は次のとおりである。

6. (XVI) 女子の職業指導および職業訓練

婦人の地位委員会は、

委員会決議6(XIV)及び1960年7月25日の経済社会理事会決議771E(XXX)を想起し、これらに加えてさらに措置をとることを希望し、

婦人の職業訓練および資格水準の上昇こそ、婦人が、経済分野において男子との実際上の平等をうるについての前提となる要件であることを認め、

後進国において資格ある人材が緊急に求められている事態は、男女に対し訓練を与えることによつてのみ解決されるものであることに注目し、

多くの国において婦人は主として不熟練労働ないしは比較的熟練を要しない労働に従事していることを考慮し、

1. 権限ある当局に対して次のことを行なうよう希望を表明する。

(a) 婦人および少女の職業指導と職業相談および職業・技術訓練を有効に改善する方法について考慮すること、およびその分野において無料の教育を与える施設を設置充実すること。

(b) 男女に対し既存の職業学校・専門的職業学校およびその他の施設に対する平等の機会

を保障すること。

(c) 男女に対し平等の職業指導と職業相談および職業訓練ないしは専門的職業訓練を与えるために、必要があれば新しいセンターを設けること。

(d) 工業事業所その他の事業所において、婦人に対し、現場職業訓練をみこなりよう奨励すること。

2. さらに事務総長がILOと協力して、主文第1節にある勧告の実施に関して国連および専門諸機関加盟諸国が果たした進歩の状況について、できれば委員会第18回会議に報告するよう、勧告する。

3. ILO婦人労働問題 コンサルタント会議が次期会期において、職業指導と職業相談および職業・技術訓練の問題を検討するよう、また、ILOがその後の早い時期の総会において婦人の職業指導と職業相談および職業・技術訓練の問題を議題の一つとしてとりあげよう、希望を表明する。

4. また、経済社会理事会に対して諮問的地位にある民間団体が、女子の職業指導と職業相談および職業・技術訓練を適切に援助するための施設を育成するよう、希望を表明する。

退職年令および年金受給権

7.2. 委員会は第371次会議および第372次会議において、議題6の(b)項を審議した。

ILO代表は、退職年令および年金受給権に関するILO報告(E/CN.4/394)の説明を行なうにあつて、当問題の経緯にふれ、また、ILOにこの問題の完全な研究報告作成を要請するよう経済社会理事会に対し委員会が要求したことを想起せしめた。同代表は、この報告書は最終的にまとめたもので、各国の現状についてその実情を明らかにすることを目的としているとのべた。この問題は政策や慣行の面で複雑であるばかりでなく、見解が広く分れているため、いつそう複雑になつていくが、報告書には実態とあつた問題点とがのべられている。ILOは結論を出すことは委員会の任務であると信じて、結論はさし控えた。ILO代表は、ILOの社会保障専門委員会が社会保障に関する戦前のILO条約をまったく新たに書き改める必要があるという結論に達し、1962年秋から改訂の仕事にとりかかるはずであることを重要な点としてのべた。委員たちは提出された価値ある文書に関して、ILOに感謝を示した。しかし、多くの代表が、この興味深く包括的な報告書は相当徹底的な検討を要し、その討議には今会期に与えられた討議時間以上の時間が必要と思うとのべた。若干の代表は、ILOの代表に対し、この問題に関し各国における進展状況をまとめた追加報告を出すよう、そしてそれにはILOおよび経済社会理事会に対して諮問的地位をもつとも大きな労働組合の見解をも含

めるよう要請し、さらにその追加報告をこの報告書の補遺として出すことを提案した。ILO代表は、この要請を受諾した。

7.3. 委員会は、この議題の審議を第17回会議にゆずるというメキシコの代表の提案を受諾した。

保育所および昼間託児施設

7.4. 委員会は第372次会議から第375次会議にわたつて、議題6(c)項を審議した。

7.5. 多くの委員は、事務総長が国際児童センターの資料を委員会に伝達したことに対して感謝の意を表し、その情報の価値について意見をのべた。1人の委員が、この情報を広汎に配付すること、ことに保育所や昼間託児所組織の技術的な面に関心をもつ当局に配付することの重要なことを強調した。しかし、1人の代表は、国際児童センター提供の情報は、委員会が第15回会議において決議した要請を充分満足させるものではないとのべた。他の1人の代表は、センター主催の保育所セミナーに関するこの報告書では、必要に応じるに足るだけの数の保育所があることが、多くの婦人が働く権利を行使しうするためには必要であることを強調できていないと思うとのべた。

7.6. この副議題についての一般討論中に、若干の代表は、当委員会は現存する婦人の差別待遇から生ずる問題にのみ関与するものと自分は考えるので、したがつて、討議中の問題は委員会の権限外であると思うとのべた。他の代表は、保育所と昼間託児施設の問題は、このようなサービスの存在が婦人、ことに若い母親が家庭の外で仕事をもつことを可能にするのであるから、委員会にとつて第1に重要な問題であるとのべた。さらに第3のグループの代表からは、委員会は働く母親の援助に関連した問題を取り扱う権限を有するとは考えるが、保育所と昼間託児施設の設立にとり技術面の討議は社会奉仕の分野において権限ある他の国際機関ないしは当局に委ね、委員会の仕事はこの議題項目の一般的討議に限定すべきであると思うとのべた。

7.7. 幼児の母親が経済的な理由から家庭の外で働かねばならない時、かれらが家族に対する責任を果たすのを助ける最良の方法について違つた意見が表明された。若干の代表は、幼児にとつては母親から世話をうけることがもつともよいという考え方から、母親が幼児と共に家にいられるような方法でこれらの母親を援助すべきであるという意見であつた。これらの代表たちは、政府が夫の給料の増額、ないしは十分な家族手当支給のための方策を講じるならば、妻は少なくとも子供が小さい間は、子供とともに家庭にとどまることができるであろうと考えた。他の代表がこの意見に反対し、母親が子供にたえず付添つていゝることは、

子供の幸福のために、必ずしも必要ではないとのべた。1人の代表は、母親が雇用労働につくことは、子供の不良化の原因となるという意見に反対した。いく人かの代表は、働く母親は家庭の収入を増すことによつて家計の状態を改善するのみならず、仕事でえた新しい知識を家族員に分け合つて家族の知的発達に寄与することによつても、子供たちの未来を助けていと思うとのべた。しかしながら、幼児の母親を含めてすべての婦人は、働く権利のみならず、雇用労働につくか否かを決定する自由をもつべきであるということに意見の一致がみられた。若干の委員は、働く母親のうち自分で子供の面倒をみるようにすることをのぞむものの比率は高いとのべた。

78. 保育所や昼間託児施設のような施設がその設立の理由となる必要を充分満たすためには、それらの質を改善する必要があるということに一般に意見の一致がみられた。そのために委員会は、既存の保育所や昼間託児施設の状態を改善し、将来設置されるものには最良の設備を保證することが賢明であるということに注目した。より多くの保育所や昼間託児所を設立するの必要に関しては、委員の間で意見が分れた。若干の代表は、自国では施設の数をふやすことは、母親たちに子供を離れて働きに出ることを奨励することになると考えられるので、好ましくないと思うとのべた。一方、いく人かの代表は、保育所や昼間託児施設の増加は母親たちの働く権利と密接に結びつき、また、母親たちが雇用労働につく自由あるいはつかない自由を保證するのに役立つと思うとのべた。若干の代表はまた、保育所の増加は、工業化および都市化の急速な進展の結果である働く母親数の上昇に結びつくものであるとして、保育所増設の必要性を指摘した。

79. 保育所および昼間託児施設の資金調達方法についての討論中に、若干の代表は、もし事業主がそれらの施設を設けるよう要請されるとなれば、事業主は幼児をもつ母親を雇いたがらないに違いないから、それらの施設は公的資金もしくは強制保険の制度によつて維持されるべきであると思うとのべた。他の委員は、個人資本あるいは民間団体提供の資金の援助をもとめることの重要なことを強調し、事実すでに多くの場合、この種の資金がこれらの施設の設立維持に貢献しているとのべた。若干の代表は、多くの国において婦人が多数雇用されている工場もしくはその他の企業では、保育所および昼間託児施設を設置すべき雇用人の義務を団体協約に明記するよう、労働組合は主張すべきであるとのべた。保育所および昼間託児施設設立の問題は、各国のそれぞれ異つた経済・社会・文化の構造によつて影響される問題であるということに一般に意見の一致がみられた。

80. 一般討論の過程において、世界保健機関(WHO)代表から、WHOが他の専門機関、国際連合児童基金(UNICEF)および国際連合社会局との協力の上で行なつた活動の概

要がのべられた。同代表は、この問題は対するWHOの関心は、第1に児童の昼間保育施設の保健の面に向けられていっていると指摘した。UNICEF代表からも、短い発言があつた。

81. 委員会は、世界カトリック女子青年連盟と世界カトリック婦人団体連盟の合同意見を聴取した。

82. チェコスロヴァキア代表が、決議案(E/CN.4/L.349)を提出した。これは事務総長に対し、子供を持つ働く母親を援助するもつとも重要な手段および施設に関する予備報告、および委員会が今後の会期において扱うべきおもな問題の概要を、WHOおよびILOと協力して準備するよう要請するものである。決議案を説明してチェコスロヴァキア代表は、託児施設の問題は婦人労働者にとつてかなり重要な問題と思うので、委員会は今後の会期の事業計画の中に保育所や昼間託児施設に関する項目の討議を含めるべきであるとのべた。

83. アメリカ代表が次の2点の修正を口頭で提案した。すなわち、(1)前文第3節中「とくに働く婦人の子供のための保育所および昼間託児施設の設立(building crèches and day nurseries particularly for children of employed women)」の語句のかわりに、「幼児をもつ働く婦人の援助のために保育所および昼間託児施設等のサービスの供与(providing services, such as crèches and day nurseries to assist employed women in the care of young children)」の語句を入れる。(2)主文第2節として次の1節を追加する。すなわち、「社会委員会が家族と子供の福祉の問題を審議する中で、働く母親の要求をもとりあげこの分野における同委員会の研究や勧告について婦人の地位委員会に知らせるよう、希望を表明する」。チェコスロヴァキア代表は、これらの修正を受諾した。フランス代表は、主文中の省略語「ILO」のあとに「場合によつては、国際児童センターが(as the case may be, the International Children's Centre)」の語句を挿入するという口頭による修正案を提案した。この修正案も決議案提案者によつて受諾された。アルゼンチン代表は、主文中「子供(children)」の語のあとに「および働く母親に与えられるすべての援助(and all assistance which may be given to working mothers)」の語句を挿入するという口頭による修正案を提出した。この修正案もチェコスロヴァキア代表によつて受諾された。フィンランド代表は、主文に対する次の3点の修正を口頭で提案した。すなわち、(1)「用意する(to prepare)」の語のかわりに「委員会に伝達する(to transmit to the Commission)」の語を用いる。(2)「WHOおよびILOと協力の上で、～を含む予備報告を、委員会の(of the Commission, in co-operation with WHO and the ILO, a preliminary report containing)」を削除し、「このような(such)」の語で置きかえる。(3)同節の末尾に、「WHO, ILOおよび場合によつては国際児童センターが入手する(as would be

available to WHO, the ILO and as the case may be, the International Childrens Centre) »の語を追加する。チェコスロヴァキア代表は、これらの口頭による修正案を受諾した。フィリピン代表が、さらに3点の修正を口頭で提案した。すなわち、(1)新たに前文第3節として「各国が、この問題に対してそれぞれの社会的・文化的背景と経済の発展段階の相違に対応したさまざまな手段を講じていることを考慮し、」を加える。(2)前文第3節を削除し、前文第4節として、「将来においてもまた、とくに働く母親の子供たちのために、家庭援助のサービス、巡回保母、保育所、昼間託児施設その他のサービスを、また婦人労働者の社会的地位を高めるに役立つ他の手段を、供与するという問題に対処することが必要であろうと考え」という1節を入れる。(3)主文第1節中、「保育所および昼間託児施設を含めて (including crèches and day nurseries) »の語を削除し、そのかわりに「すなわち、子供のための家庭援助サービス、巡回保母、保育所および昼間託児施設 (namely home-aid services, visiting nurses, crèches and day nurseries for children) »の語句を入れる。オーストラリア代表は、フィリピン代表の口頭による修正案の第2点に対して、提案による前文第4節中「昼間託児施設 (day nurseries) »の語のあとに「家族手当 (family allowances) »の語を挿入するという追加修正を口頭で提案した。フィリピン代表は、この口頭による追加修正案を受諾した。チェコスロヴァキア代表は、フィリピン代表提案の口頭による修正案を、オーストラリア代表の追加修正どおりで受諾した。

8.4. 提案者の受諾をへた口頭による修正を組み入れた改訂テキスト (E/CN.6/L.349/Rev.1) は委員会第375次会议において審議された。英国代表は、改訂決議案に対して次の2点の修正を口頭で提案した。すなわち、(1)前文第4節中「婦人雇用者 (employed women) »とある語は、そのつど「婦人労働者 (women workers) »の語に置きかえる。(2)主文第1節から、「また、この点で委員会が今後の会期において審議すべきおもな問題の概要を準備するよう (and also to provide an outline of the main problems with which, in this respect, the Commission should deal at its future sessions) »の語句を削除する。チェコスロヴァキア代表は、英国代表の口頭による修正の第1点を受諾した。次いで委員会は、英国代表の口頭による修正の第2点を、賛成13、反対5、棄権1をもつて採択した。

8.5. 第375次会议において、委員会は修正をへた決議案 (E/CN.6/L.349/Rev.1) 全体を全会一致で採択した。文書 E/CN.6/L.354 中に含まれる決議文は次のとおりである。

7 (XVI) 保育所および昼間託児施設

婦人の地位委員会は、

1960年に国際児童センターが開催した保育所に関するセミナーについての事務総長報

告 (E/CN.6/385) を検討し、

国際児童センターのこの事業を高く評価し、

各国が、この問題に対してそれぞれの社会的・文化的背景と経済の発展段階の相違に対応したさまざまな手段を講じていることを考慮し、

将来においてもまた、とくに働く母親の子供たちのために、家庭援助のサービス、巡回保母、保育所、昼間託児施設、家族手当その他のサービスを、また婦人労働者の社会的地位を高めるに役立つ他の手段を、供与するという問題に対処することが必要であろうと考え、

1. 事務総長に対し、子供を育てつつ働く母親に対する援助としてもつとも重要な手段ないしは施設であるところの、子供のための家庭援助サービス、巡回保母、保育所、昼間託児施設、および働く母親に与えられるすべての援助に関し、WHO、ILOおよび場合によつては国際児童センターが入手した情報を、できれば委員会第18回会議に提出するよう、要請する。
2. 社会委員会が、家族と子供の福祉の問題を審議する中で、働く母親の要求をもとりあげ、この分野における同委員会の研究や勧告について婦人の地位委員会に知らせるよう、希望を表明する。

第6章 婦人の教育の機会

8.6. 委員会は第372次、第374-376次会议において議題7を審議した。資料として国連教育科学文化機関 (ユネスコ) の女子の初等教育の機会に関する報告書 (E/CN.6/396 と Corr. 1, 2) が提出された。また、国際婦人協議会 (E/CN.6/NGO/121)、国際有職婦人クラブ連合会 (E/CN.6/NGO/123)、国際大学婦人協会 (E/CN.6/126) よりそれぞれの意見書及び世界カトリック婦人団体連盟と世界カトリック女子青年少女連盟からの共同意見書 (E/CN.6/NGO/128) が提出された。

8.7. インドネシア代表が「オランダ領ニューギニア」という用語を用いることに抗議して、文書 E/CN.6/396/Corr.2. に満足でない旨をのべた。オランダ代表がこの用語を用いることは正しいと思うとのべた。アラブ連合代表がインドネシア代表の立場を支持した。

8.8. ユネスコ代表から女子の初等教育の機会に関する報告書 (E/CN.6/396 と Corr. 1, 2) について以下の説明があつた。この研究は事務局長がユネスコ加盟国及び准加盟国に送つた質問書に対する82か国からの回答にもとづいたものである。この数はこの種の研究に対する回答としては最高のものであり、女子教育問題の重要性への認識が高まつたことを示している。またこの報告書は女子の初等教育について、完全ではないまでもかなり正確な現状把握を可能にするものである。女子の初等教育の機会を制限する憲法または法律上の規定はどの回答にも

みられない。しかし女子の在籍状況は全体の3分の2の国では申し分ないが、その他の国ではなお懸念の余地がみられる。とくに急速な発展を遂げつつある諸国においては、全般的には進歩の方向をたどりつつも、なお経済的・社会的・文化的諸要因がからみ合つて女子の初等教育の発展をさまたげている。初等学校へ入学した少女のその後の学校生活を脅かす重大な問題は中途退学すなわち「脱落」であつて、これがために金と労力の相当な浪費を招いている。このような事態の生じる主な理由としては、少女たちが家庭や田畑で働かされること、雇用労働につかねばならないこと、社会的因習、また若干の国々における早婚などがあげられる。初等段階における女子教育の機会の向上と女子教育に対する社会的・文化的偏見除去のために、すでに多くの国々の政府が措置を講じている。過去20年間にわたる女子の初等学校在籍者数の増加は相当なものであり、目ざましい例もみられるが、これはすべての国において必ずしも男子在籍数に対する女子在籍数の割合が増加したことを意味するものではない。諸国政府からの回答は、初等教育は文化的・経済的・社会的発展に必要な基盤であるとしてこの問題を極めて重要視していることを示している。

89. ある代表たちの意見では、多くの国において少女たちが初等学校に満足に出席しない主な理由は、彼等を家庭にひきとめるいわゆる因習や習慣、偏見などではなく、校舎、教師教材、教科書の数の不足、つまり多くの国にみられる財政措置の欠陥である。それぞれの国における教育と経済発展の間に密接な関係がある以上、教育の向上は政府の責任であるべきであると、これらの代表はのべた。

90. 多くの委員たちはユネスコの作成した文書に謝意を表し、この報告書に含まれた82か国の法律や憲法の規定を読んでみると、少女や婦人に与えられる初等教育の機会について差別的措置をおこなっている国はこれらの国の中には1国もないと思われるとのべ、このことを満足をもつて注目した。また多くの代表はここ数年来の実質的な進歩に対して満足の意を表したが、一方他の代表たちは、初等学校における男女生徒の比率及び上級進学者中の男女の比率を等しくするためには、まだ多くのことがなされねばならないことに注目し、ユネスコの文書に示された統計はこの点極めて楽観を許さないとと思うとのべた。委員会が婦人のために獲得すべく努力している他のすべての諸権利の実現のために、教育こそその基盤であるとの考え方に立つて、婦人と少女に対する初等教育の機会促進の重要性に意見の一致がみられた。若い婦人は初等教育を受けることによつて他の諸権利を一段と享受し行使することができ、また自国の政治・社会・文化・経済生活にじゅうぶん参加することができると、多くの代表たちがのべた。数人の代表が、教育の機会をもつ成人婦人の数をふやす必要についてその重要性を強調した。成人婦人にも教育の恩恵が与えられてはじめて、彼らも教育の価

値を評価することができ、自分の娘を学校へやることの利益を認めるようになるのである。

91. 幾人かの委員は、民間団体が政府と協力して少女や婦人の初等教育をさらに助成し、このことを通して、世界の各地にまだ残存する文盲の根絶に資することによつて、これら民間団体は重要な役割を果たしうらと思うとのべた。これに関連して1人の代表は、男女に対する初等教育の機会均等の原則の実施を政府に促がすことによつて、民間団体は有用な援助を行ないうることを指摘した。この原則はすべてのものに対する無料の義務教育という憲法上の原則の延長である。数人の代表は、婦人団体の中には経済社会理事会に対して諮問的地位を与えられていないために婦人の地位委員会の事業に参加できないものがあり、このことは遺憾であるとのべた。

92. 代表たちは、男女生徒のために同一の教科を確立することによつて、さらにまた男女別学の学校で教える教師に対して同一の訓練を与えることによつて、男女の初等教育の平等を促進することが重要であることを強調した。一人の代表は、教科は、男女の別とは無関係に生徒の必要に合わせるべきであることを指摘し、とくに農村地帯の子供たちがその将来にそなえて適切な訓練を必要とすることに関連して生じる特殊な問題に言及した。

93. 大多数の代表が、初等教育の機会について世界中の農村地帯にみられる諸問題の解決に特別の注意を払わねばならないことに同意した。これら農村地帯の住民の教育に関して必要なことがらに適切な注意を払うことにともなう諸困難は種々の原因から生じるであろう。たとえば、校舎及び諸施設の不足、教師の不足、欠席、村落の分散、生徒の家庭から学校までが遠いこと、等である。他の幾人かの代表と一人のオブザーバーが、自分の国ではラジオの教育番組を使つて農村の人々を教育するという方法で、好結果をえているとのべ、その利点について説明した。1人の委員は、この教育方法はまだ試験段階であつて、まだこれをもつて、農民の文盲追放問題の解決策と考えるべきではないとのべた。

94. ユネスコ代表が、最近ユネスコがパンコックにおいて開催した会議—この会議ではアジアの16か国から集つた専門家によつて農村における婦人の教育の機会の問題が討議された—の結果について簡単にのべた。専門家たちは、農村の教師の地位を上げること、農村における生徒の必要に合致するよう教師に特殊な訓練を与えること、その他の方策を勧告した。また、農村における学校の教育施設改善計画を方式化することや、効果的な監察を目的とする適切な組織を確立するという示唆も出された。この会議の結果は、ユネスコが婦人の地位委員会第17回会議に提出するはずのこの問題に関する報告書の作成の際に用いられることとなる。

95. 討論の過程において、委員会はペルーからのオブザーバー及び国際大学婦人協会、世

界 Y W O A、国際社会民主主義婦人協議会のオブザーバーからそれぞれ意見を聴取した。

96. キューバ代表から、男女に対して普遍的、義務的であり且つ無料の初等教育を普及することの必要性に関する決議案(E/CN.4/L.351)が提出された。キューバ代表はこの決議案を説明して、これはまず第一に世界中の文盲追放に役立つであろうとのべ、さらに、各国政府の教育計画の促進のために、また教育水準の向上ということに対する国民の関心を高めるために、民間団体の協力をえることが重要であることを強調した。意見の交換ののち、決議案提案者は討議中に数人の代表がのべた意見を取り入れて、口頭によつて原案を修正した。変更のあつたのは次の箇所である。(1)理事会決議前文第2節中「その国が経済的社会的発展計画を遂行するに必要な労働力(labour forces necessary for their countries to carry out their programmes of economic and social development)」の語の代りに「その国の文化・社会・経済生活(cultural, social and economic life of their country)」の語を用いる。(2)前文第4節及び主文第1節(a)項中の1961年に開催された(held in 1961)の語を削除する。(3)主文第1節(a)項中の「考慮に入れる(to take into account)」の語のあとに「必要な場合は(where necessary)」の語を入れる。(4)主文第1節(c)項中の「～の援助を促進する(to increase aid to)」の語の代りに「～の出席を促進する(to increase the attendance of)」の語を用いる。(5)主文第1節(d)項末尾の「成人婦人人口(adult female population)」の語の代りに「初等教育を受けていない婦人(women who have not received elementary education)」の語を用いる。(6)主文第3節中「婦人の(women's)」の語の前の「国内の(national)」の語を削除し、「団体(organization)」の語の前に「民間(non-governmental)」の語を入れ、「に対し(to)」の語を削除して「经济社会理事会の諮問的地位にある(in consultative status with the Economic and Social Council)」の語を加え「地方的(local)」の語を削除し、「内部の……動員する(mobilizing internal)」の語の代りに「地方の……を充分利用する(making full use of local)」の語を用いる。フランス代表からこの改訂決議案に対して次の2点の修正が口頭で提案された。(1)主文第1節末尾に「及び専門諸機関」の語を追加する。(2)主文第1節に(f)項として次の一項目を加える「教育上の差別に対するユネスコ条約の諸規定を完全に実施すること」。アメリカ代表から口頭で、主文第1節(b)項末尾に「新しい技術がこれに役立てばこれを利用すること(taking advantage of new techniques where these can be helpful)」の語を加えるという修正案が出された。また、スペイン代表から主文第2節の末尾に「および初等教育を受けていない成人婦人に(and to those adult women who have not received elementary education)」を追加するという修正案が出された。これらすべての修正は決議案提案者のうけいれるところ

となつた。

97. 第376次会議において委員会はこの決議案(E/CN.4/L.351)を修正通り全会一致で採択した。修正を経て採択された決議文(E/CN.4/L.356)は次の通りである。

8 (XVI) 少女および婦人の初等教育の機会

婦人の地位委員会は

经济社会理事会が次の決議を採択することを要請する。

(第14章 決議案Ⅲ参照)

第7章 私法上の婦人の地位

98. 委員会は第377次と378次会議において議題8を審議した。提出された資料は、ルーマニアのブカレストにおいて開催された私法上の婦人の地位に関する1961年のセミナーの報告書(ST/TAO/HR/11)、婦人の地位に関係ある相続法に関する事務総長報告(E/CN.4/391とAdd.1とAdd.1/Corr.1)である。また、国際婦人協議会(E/CN.4/100/121)と国際大学婦人協会(E/CN.4/100/125)からそれぞれ意見書が提出された。

99. 委員会は、議題8(a)項すなわち1961年のブカレスト・セミナーの報告書と(b)項すなわち相続法に関する事務総長報告の2項目を一括審議することに決定した。ブカレスト・セミナーの報告書中のある部分、とくに相続権と社会的要因に関する章は、相続法の報告書にある法律の現状を討議に付するにさいして有用な資料となるであろうと考えられた。

100. メキシコ代表が、世界の主な法体系において、遺言のある相続及び遺言のない相続に関する法律が様々であることの原因となつている歴史的・思想的・宗教的諸要因を分析することによつて、一般討論の口火をきり、20世紀は大きな経済的社会的変革を経験しており、最近の法制上の進歩はこうした実際的な方法によつて諸国政府がこれらの変革をみとめていることを示すものであるとのべた。同代表は、相続法は家族員それぞれの役割と彼等の責任の程度に対する社会の態度を示すものであると指摘し、変革は夫婦関係や家族関係に関連するで行なわれにくいとのべた。同代表は諸国政府からの情報にもとづく事務総長の相続法に関する報告書に対して深く謝意を表し、この報告書は、今世紀において婦人解放が急速に進んでいるにもかかわらずこれを考慮に入れず、相続権、遺言能力、相続の承認及び放棄の能力、遺産の管理人及び執行者となる能力について男女を不当に差別する法律や習慣をいまだに残している国が若干あるという自分の主張をうらづけるものであるとのべた。オーストラリア代表とアメリカ代表の示唆によつて、メキシコ代表ののべた意見を委員会第37

8次会議の概要記録の中に完全な記録としていれることに意見が一致した。

101. 続いての討議の中で、多くの代表が、事務総長の準備した相続法に関する分析的な法研究に対して満足の意を表した。1人の代表が、これらの法律に影響を与えている社会的・経済的要因についての同様な分析をもつてこれを補足するならば、この報告書の法律分析は一そう総合的なものとなるように示唆した。事務総長の送った相続法に関する質問書(E/CN.6/368)に回答をよせていない数か国の代表が、各自国における相続関係の法律について説明した。これらの代表は、送られてくる回答にもとづいてさらに補遺が作成されるよう希望を表明した。1人の代表は、報告書にある婦人に対する相続上の差別待遇に関する情報を表の形にまとめて付録とすれば便利であろうと考え、また、判例の分析を追加することもよくはないかとの意見をのべた。

102. 大多数の代表がルーマニアのブカレストで開催された家族法上の婦人の地位に関する1961年のセミナーの報告書(S2/TAQ/IR/11)に対して、好意的な意見をのべ、セミナー参加者の採択したすべての結論に対して支持を表明した。数人の代表が、相続法に関するセミナーの結論(報告書 第9節参照)をとくに強調した。その代表たちは男女平等の原則を確認し、「遺留分」の規定を設けるか、それが適当でない場合は他の方法によつて、生存配偶者の権利を保護する必要があることを強調した。これらの委員は、住居に対する権利またときには扶養に対する権利が保証されねばならないと考えた。数人の代表は、このセミナーにおいてとくに婚姻解消、取消、法定別居、及び親の権利と義務についての討議も行なわれたことを指摘した。これらの問題に関する勧告は、婦人指導者や民間婦人団体、その他自国の家族法における婦人の地位の改善のために活動を進めている個人や機関にとつて、有用であろうと考えられた。これに関連して、子供の後見に対する母親の権利の問題がのべられた。

103. 数人の代表は、このセミナーを協力して開催したルーマニア政府と国連に対し感謝をのべ、このセミナーは議題の範囲がはつきりと示されていたことによつて有益な討論を深めることができたことを強調した。これらの代表は——そのうちあるものはセミナーの参加者でもあつた——このセミナーが地域的に開催されたことにもその成功の一因があると思うとのべ、ヨーロッパ諸国の社会機構の相違にもかかわらず、ヨーロッパの婦人の当面する諸問題は其の性格が類似すると思うとのべた。また、国内セミナーが地域セミナーの有効なフォローアップの手段であることが指摘された。

104. 数人の代表がセミナー報告書中、家族法上の婦人の地位について検討した部分(91節～101節参照)に注意を喚起し、とくにその結論の一つに、家庭における婦人の

地位は社会における地位と切離しては考ええないとあるところを強調し、このことから、政府及び他の権限ある当局が、個々の婦人や婦人民間団体と協力して、婦人に対する法律上のみならず事実上の偏見に対してたたかう必要があることを強調した。

105. アルゼンチン、コロンビア、フィンランド及びメキシコの代表から、婦人の地位に關係ある相続法に関する共同決議案(E/CN.6/L.352とCorr.1)が提出された。この決議案は、国連及び専門諸機関加盟国の政府に対して、男女が同等の相続権をもつべきことを規定し、且つまた男女が平等の遺言能力と遺産管理に関する同一の権利をもつべきことを規定することによつて、男女の相続権の平等を確保するためにあらゆる可能な措置を講じるよう勧告すべく、経済社会理事会に対して要請するものである。決議案共同提案者から、フィリピン代表を共同提案者として受入れたという報告があつた。(E/CN.6/L.352/Add.1参照)メキシコ代表が提案理由を説明し、これは男女の平等を要求するもので、婦人に対して何らかの特典を要求するものではないと思うことをのべて、委員たちの支持を促した。

106. 大多数の委員がこの決議案(E/CN.6/L.352とAdd.1,Corr.1)に対し支持を表明した。提案者たちがこのむずかしい問題に関連するすべての要因に対して微妙且つ複雑な均衡を与えることに成功していることが感じられた。多くの国では相続法上の婦人の地位は既して満足すべきものであるが、改善を要する法律の分野もまだ残っている。明らかに婦人に対する差別待遇のみられる例もある。しかし最近の立法は、このような状態を改める方向へのもよこばしい傾向がみられる。

107. 数人の代表は、決議案に確認された相続権の平等の原則に対して支持を表明する一方、自国において行なわれている宗教法あるいは慣習法では、男女の相続人の受ける相続分の量と性質および、男女の遺言能力に一定の差別が設けられていることを指摘し、この差別はその国の伝統によつて定められた家庭と社会における男女の役割の相違に帰することができるとのべた。すなわちある法制によれば、婦人は生涯を通じて男子の親族によつて後見されねばならない。またある法制のもとでは、婦人は遺言によつて自己の財産を処分する能力が制限されており、またある法制では、婦人は完全に自己の所有に属する財産について管理ないしは処分の権利をもたない。すべてこれらの制度下においては、家族関係とその責任の問題は夫と妻と直接の家族との関係で考えられることなく、財産の相続には、両親やもつと遠い親族の権利が関係している。一人の代表は、慣習法のあるものは、所有者の死亡に際しての財産継承に関して不十分な規定を設けているように思えるが、一方、これは家族員の扶養の責任を「大家族」ないしは集団の構成員に負わせることによつて生存者に対して別途の保護を与えるものであるとのべた。

108. 討論の間に、委員会はペルーからのオブザーバー及び国際問題教会委員会、国際有職婦人クラブ連合会、国際婦人法律家協会のオブザーバーからそれぞれ意見を聴取した。

109. 第378次会議において、委員会は、賛成18、反対0、棄権3をもつて、この決議案(E/CN.4/L.352とAdd.1, Corr.1)を採択した。決議文は次の通りである。

9 (XVI) 婦人の地位に関係ある相談法

婦人の地位委員会は、

婦人の地位に関係ある相談法に関する事務総長報告書(E/CN.4/391とAdd.1とAdd.1/Corr.1)を審議し、

経済社会理事会に次の決議を採択するよう要請する。

(第14章 決議案IV A参照)

110. アメリカ代表から、結婚婦人の法的地位(ST/SOA/35—販売番号:1957.IV.8)と題するパンフレットに関する決議案(E/CN.4/L.353)が提出された。同代表は提案理由を説明して、この出版物に対して一般からの需要が大きいこと、再版にもかかわらず今は品切れとなつてゐることをのべ、家族法上の婦人の地位に関する一連のセミナーが開かれてゐる際でもあり、このパンフレットはセミナー参加者の利用しうる資料として欠かせないものであることを指摘した。かつまた、これらのセミナーに関連して作成された資料が、私法上の婦人の地位に関する新しい資料を提供することにもなる。とのべて、同代表は、事務総長が「家族法上の婦人の地位に関するセミナーの文書および他の権威筋の情報をもとにして結婚婦人の法的地位に関するパンフレットの新しい版をすみやかに出版するよう準備し手配すること」を要請すべく、経済社会理事会に対して勧告するよう、委員会に促した。1人の代表が、文書E/CN.4/391とAdd.1, 同Corr.1に含まれた婦人の地位に関係ある相談法に関する情報をこのパンフレットの改訂版に入れるようとの希望を表明した。

111. この決議案に対して委員全員から一般的な支持があつた。事務総長代理がこの決議案の財政措置についてのべた。これは委員会にも提出された文書E/CN.4/L.353/Add.1に要約してある。

(本報告書付録II参照)

112. 第378次会議において、委員会は決議案(E/CN.4/L.353)を全会一致採択した。決議文は次の通りである。

10 (XVI) 結婚婦人の法的地位

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議案を採択することを要請する。

(第14章 決議案IV B参照)

第8章 助言サービス計画および後進国

の婦人の進歩に対する国連援助

113. 委員会は第378次会議から382次会議までの議題9についての審議を行なつた。提出された資料は、助言サービス計画に関する事務総長経過報告(E/CN.4/398とAdd.1-E/CN.4/325とAdd.1)と後進国の婦人の進歩に対する国連援助に関する事務総長報告(E/3493とCorr.1と2, E/CN.4/395とCorr.1-E/3566とCorr.1)である。また国際婦人同盟(E/CN.4/390/122) 国際婦人協議会(E/CN.4/390/121) 国際大学婦人協会(E/CN.4/390/125), 汎太平洋東南アジア婦人協会(E/CN.4/390/124), 世界ガールガイド・ガールスカウト協会(E/CN.4/390/118) からそれぞれ意見書が出され、世界カトリック婦人団体連盟と世界カトリック女子青年少女連盟から共同意見書(E/CN.4/390/128)が提出された。

114. 議長は提案によつて、委員会は議題9(b)項すなわち後進国の婦人の進歩に対する国連援助についての審議を、助言サービス計画に関する(a)項の審議の前におこなうことを決定した。

後進国の婦人の進歩に対する国連援助

115. 多くの代表が、経済社会理事会決議771H(XXX)にしたがつて事務総長が作成した、後進国の婦人の進歩に対する国連援助に関する文書に、満足の意を表した。これらの文書は次の34回理事会に提出されるはずであるが、これは22か国からの回答とILO、ユネスコ、食糧農業機関、世界保健機関及びユニセフからの回答にもついたものであり、事務局作成の国連の事業計画に関する情報もこれに含まれている。1人の代表は、事務総長に情報を送つた国の数が少いことは遺憾であるとのべた。これらの報告書は各国際機関、諸国政府、政府間団体及び民間団体のおこなう計画に関する有用な情報を提供するのみならず婦人の地位向上のための今後における援助の必要性や可能性について貴重な示唆を与えるものであるということに意見が一致した。

116. 婦人の地位をさらに高めるに必要な援助や計画の用意は現在じゅうぶんであるという点で、委員会で一般的に意見の一致があつた。国連の行なう事業には、技術援助に属する諸計画のみならず、国連の援助によつて成立した条約、たとえば、婦人の政治的権利に関する条約、奴隷制度、奴隷売買及び奴隷制度に類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約、人身売買及び他人の売春の搾取の禁止に関する条約(及び最終議定書)等も含まれるが、多くの代表がこれらの事業に注目した。現在ある便宜の範囲内で婦人の要求にもつと重点をお

くべきこと、そして、今は援助計画によつて委員会の諸勧告の実施をすすめるのに適当な時期であるということに、全員が同意した。さらにまた、現在ある諸便宜の範囲内で、助言サービス計画のほかに、婦人の地位に関する特殊な計画を立てることも必要と考えられた。婦人は国の経済的社会的発展に対して独特な貢献をなしうるものであるからすべての国は自国の婦人の才能を伸ばさねばならないと強調された。1人の代表は、援助計画が社会的政治的安定の促進に有効であることをとくに強調し、婦人が国民生活のすべての分野に十分参加しようとするれば、この安定ということとは不可欠であるとのべた。他の1人の代表は、

パキスタン政府よりの回答(E/CN.4/395-E/3566 43-45 節参照)

の中に、同国が婦人の地位委員会の委員国となつたことは、教育、政治、社会の分野における婦人の進歩の必要性について認識を高める上に大いに貢献した、とのべられていることに委員会の注意を喚起した。同代表は、婦人の要求を調査するために国連の専門家が任命されパキスタン政府の要請に応じて派遣されたことをのべ、また委員会の事業が、最近行なわれた同国の立法(回教徒家族法布告)にかなり貢献しているとのべた。この布告は、相続・結婚及び離婚に関する法律と慣行に改革を加えたものである。

117. 専門諸機関のサービスからもたらされる利益が強く強調された。この種の援助をうけたことのある国から出ている何人かの委員が、その結果として改善が行なわれた実例をあげた。これらの代表の幾人かは、自分たちの国の政府は、単に援助をうけるだけでなく、他の国に専門家を送ることによつて、これらの国際協力計画に貢献したことを指摘し、受け且つ与えるという相互利益の交換は、国際協力及び平和に貢献すると思うとのべた。1人の代表は、自国政府が後進国に対する援助計画の中で義務方式による交渉を行なっていることをのべた。専門諸機関及びユニセフの行なう特定のサービスが、それぞれの特定の権限範囲に限られていることは妥当であると考えられた。多くの代表が、専門諸機関及びユニセフの事業に調整をおこなつて重複をさける必要があることを強調した。と同時に、政府側にも国際機関のこの面の努力に対して、専門機関に財源の無駄をさせないよう援助する責任があるとのべられた。数人の代表は、自分の国の政府は諸種の国際援助計画によつて与えられている諸便宜について十分に知っていないとのべ、国際技術協力計画によつてえられる利益を政府が今後もつと利用することを希望するとのべた。

118. 目下委員会が検討中のこの資料には、後進国における要請が強調されているが、工業国の代表である幾人かの委員は、後進国はこれら工業国の行なうサービスから利益をうけるばかりでなく、また工業国が過去に犯した誤ちから利益をうけることもできるとのべた。これらの委員のあるものは、どの国でもまだ政府機関や国際機関が婦人の地位向上のためのプ

ログラムをさらにすすめる必要があることを指摘した。またこれらの代表は、自国において急速な工業化による深刻な社会的混乱が起つていることを指摘し、農業国の急速な工業化とその結果としての都市化によつて発生した諸問題が、しつかりとした計画によつて克服されるよう希望するとのべた。これに関連して1人の代表は、工業化によつて婦人は工場や事務所で働くようになつたが、同時に一方ではまだ多数の婦人が、必要からあるいは自ら好んで家事に従事していると、これらの婦人に自分たちの経済的寄与を認識させるために、ILOその他の機関及び関係者たちがこの種の労働に対して金額に見合った評価基準を定めることはできないだろうかとのべ、また、家事労働はいまや婦人にとつて「生得」の仕事ではなくなつており、したがつて家事作業訓練の計画も必要と思うとのべた。これに対して他の数人の代表が、家事労働は婦人を益するものではないので奨励すべきではなく、国際機関が家事労働に重点をおくべきではないと思うとのべ、家事労働もまたいまや機械化されつつあり、婦人が家庭の雑用に費やす時間はますます減少し、職業その他の仕事に費やされる時間がふえてきたことを指摘した。

119. 委員会は世界保健機関とユネスコの代表から意見を聴取した。これらの代表は、文書E/3493とCorr.1,2、E/CN.4/395とCorr.1-E/3566とCorr.1に含まれたそれぞれの機関からの情報にふれ、また、これらの機関が現在着手している、後進国の婦人の要請を考慮に入れて計画されたプログラムについて報告した。

120. 討論の間にベルーからのオブザーバーが意見をのべた。委員会はまた次の民間団体のオブザーバーから意見を聴取した——国際問題教会委員会、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ連合会、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会、汎太平洋東南アジア婦人協会、聖ジョン国際同盟及び世界ガールガイド・ガールスカウト協会。

121. メキシコ、フィリピン及び英国の代表から、後進国の婦人の進歩に対する国連援助に関する共同決議案(E/CN.4/L.355とCorr.1)が提出された。この決議案は経済社会理事会在諸国政府、専門諸機関及びユニセフ、事務総長、及び諮問的地位にある民間団体に対して勧告をおこなうよう要請するものであり、技術援助の通常計画及び拡大計画のもとに利用されうる種々のサービス、人権分野の助言サービス計画及び社会福祉助言サービスに言及し、諸国政府がこれらを十分利用するよう勧告するものである。またこの決議は、事務総長に対し、婦人の地位の向上のために国連が利用しうる資金を、セミナーの開催、専門家の派遣及び人権フェロシツプ及びスカラシツプの提供等の方法によつて、ひきつづき有効に用いるよう要求し、さらに、婦人民間団体に対し、地域・国内・地方段階でのセミナーの開催等の企画を行なうことによつて事務総長に協力するよう要求するものである。決議案提案者は、

オーストラリア、中国及びオランダの代表を共同提案者として受入れた。(E/CN.4/L.355 と Add.1 と 2 参照)

122. 英国代表から、決議案共同提案者はソ連代表が口頭で提案した以下の修正案を受入れたとの報告があつた。すなわち、民間団体に対する要請をのべた主文第4節中「国内又は地方セミナー(national or local seminar)」のあとに、「できれば将来は国際セミナーを含む(including if possible in the future an international seminar)」の語を入れるという修正である。同代表は、共同提案者たちは国際セミナーが民間団体によつて開催されるのは妥当であるとしてこの修正に賛成である旨をのべ、国連がこのような会議を企画することは現在のところ不可能であるとする共同提案者たちの意見を強調した。英国代表は、共同提案者たちはガーナ代表が口頭で提案した修正案をも受諾したと報告した。すなわち、前文の「今は適切な時機であることを考慮し(considering that it is now appropriate)」ではじまる節の「ことを(that)」の語のあとに「国連開発10年にあたり(under the United Nations Development Decade)」の語を入れるという修正である。英国代表は、婦人の地位向上のための諸種の援助計画は今ではじまろうとしている国連開発10年の総合計画との間に調整をはかりその一環とすべきである旨を指摘した。

123. この共同決議案に対し全員から一般的な支持があつた。しかし、何人かの委員は、人権フェロシツプの増額をみとめた総会決議1679(XVI)に言及した箇所について留保を表明した。これらの代表たちの意見は、この種のフェロシツプは個人だけがその恩恵をうけるものであり、このような範囲の限られた計画は国連が援助すべきものではない、というにあつた。しかしこの代表たちは、この留保を付して決議案を支持する旨をのべた。

124. 第385次会議において、委員会は決議案(E/CN.4/L.355 と Corr.1 Add.1 と 2)を修正通りで全会一致採択した。決議文は次の通りである。

11(XVI) 後進国の婦人の進歩に対する国連援助

婦人の地位委員会は

経済社会理事会在次の決議を採択するよう要請する。

(第14章 決議案V参照)

助言サービス計画

125. 助言サービス計画に関する一般討論の間に、事務総長が現在進めつつある計画に対して多くの委員が感謝と支持を表明した。多くの委員が、人権フェロシツプに関する総会決議1679(XVI)によつて、従来からセミナー向けられていた分を減らすことなく、

人権フェロシツプの資金を増額することがみとめられたことを想起した。多くの委員が助言サービス計画の強化を支持し、この種のフェロシツプ受領者がうけた訓練や知識は他の個人や団体にも伝えられるであろうことを指摘した。他の委員たちは、この計画はあまりにも範囲が狭く少数のものの利益にしかならないと思うとのべた。

126. 事務総長が経過報告中に(E/CN.4/398-E/CN.4/B25 12節)、報道の自由、婦人の地位等の特殊な人権問題を深く専門的に研究するための「地域的研究所」の設立について提唱している点に、数人の委員が注目した。ある代表たちは、この提案は慎重に考慮する必要があるという意見をのべたが、一方1人の代表は、こうした研究は高等教育施設の管理のもとにじゅうぶん行なうと思うとのべた。

127. 経済社会理事会の諮問的地位にある民間団体から出された意見書には、国連・専門諸機関及びユネスコの活動の補強となつているこれら団体の諸活動について述べられているが、委員たちはこれら種々の意見書を好意をもつて迎えた。自主的な婦人団体が、地域、国内及び地方セミナーの開催、フェロシツプとスカラシツプの供与、その他の関連事業を行なうことが注目され、これらの活動は国連の事業に不可欠であると考えられた。

128. 助言サービス計画のもとに行なわれる地域セミナーの開催についての討議の中で、多くの委員は、これらの地域的会合の開催は意見や経験の有益な交換を可能にすると考えた。他の委員は、地域セミナーに賛意を表する一方、国内や地方段階での少人数の会合の方が成果のあがる場合もあるとを指摘した。大多数の委員は、家族法上の婦人の地位という特定の問題を討議する新しい一連のセミナーは、政府や民間団体に対して有益な勧告を与えると成果をあげていると感じた。婦人の公的生活に関する第1回の一連のセミナーも重要ではあつたが、これらセミナー参加者の結論や勧告は、しばしば明確を欠いていたため、政府や民間団体にとつて役に立たないこともあつたと、幾人かの代表がのべた。婦人の地位関係のセミナーその他の会合は、政府はできるだけ婦人の参加者を指名するよう方法を講じるべきであると、大多数の委員が感じた。多くの場合婦人の参加者は婦人民間団体と密接な接触を保っているため、これらの会議の成果をその団体に伝えることができるという点をこれらの代表は強調し、かくして民間団体は、会議のとりあげた諸勧告の実施を可能にするような世論の醸成に資することができるとのべられた。オーストラリア代表は、自国が人権擁護における官憲の役割に関する次回セミナーの開催国となつているので、婦人の参加者がセミナーに出席することがのぞましいことを政府に伝える、とのべた。

129. 助言サービス計画に関する共同決議案(E/CN.4/L.358)がアラブ連合とアメリカの代表から提出された。アメリカ代表から、コロンビアとインドネシアの代表を共同提案者と

して受入れた旨報告があつた(E/CN.4/L.358/Add.1とRev.1 参照)。この決議案は事務総長に対し、婦人の地位に関するセミナーを毎年開催するについての計画を継続するよう、また助言サービス計画にもとづく国内及び地域段階でのセミナーについての加盟諸国からの要請に対して好意的な考慮を与えるよう、要請するものである。

130. 決議案提案理由の説明にあつてアメリカ代表は、国内セミナーの開催が地域セミナーのフォローアップとして必要であることを述べた。同代表は、小人数の会議の方が効果的であることが多く、時として国内法や慣習の改革をもたらすこともあることを指摘した。同代表は、先進国と後進国とを問わずすべての国は、婦人の地位に関する諸問題についての自国の現状を再検討する必要があることを強調した。フランス代表から、経済社会理事会に対する決議の主文中「毎年1回のセミナー(annual seminars)」の語の前に「地域的(regional)」の語を追加するという修正案が出され、共同提案者たちはこれを受諾した。フランス代表はこの口頭修正を提案するにあつて、助言サービス計画によつて開催されるセミナーは地域的に開催されており、したがつて「年1回の地域セミナー」の語を用いる方が国連の用語法に一致することを指摘した。

131. 決議案についての討論の間に、数人の代表が、国際セミナーを国連が開催するには今はよい時機であるとのべ、婦人の公的生活参加に関する地域セミナーが一わたり済み、さらに第2回めの私法上の婦人の地位に関する一連のセミナーがすでにはじまつていることを指摘した。この代表たちは、これらのセミナーの勧告や結論を、他の問題とも併せて、国際セミナーにおいて有意義に検討しようと考え、事務総長が助言サービス計画にもとづく諸計画立案の際この提案を慎重に考慮するよう希望を表明した。他の委員たちは、地域セミナーの勧告や結論は、国際機関すなわち婦人の地位委員会が事実上検討を加えており、国際セミナーは、委員会の事業の重複にすぎないと考え、実のある討論の場として、また政府や民間団体に対する有意義な勧告の出所として、国内セミナーか小規模の地域セミナーがのぞましいことを強調した。インドネシア代表が、教育・協同組合及び地域開発に関する問題をセミナーに含めることは有意義である旨の指摘をおこなつたが、正式に修正案としては出さなかつた。しかし、教育と協同組合の問題は専門機関の活動範囲に属するものであり、また、国連事務局社会局がすでに地域開発に関する数次のセミナー、研究会及び研究旅行をおこなつていることが注目された。

132. その後アメリカ代表が決議案共同提案者を代表して次の修正案を口頭で提出した。すなわち、主文の部分削除して以下の2節を挿入するという案である。

「婦人の地位委員会第14回会議において採択した決議、すなわち、事務総長が、婦人の

地位向上の目的をもつて、計画を推進するよう、をかんずく国内及び地域段階でのセミナー開催にさいし政府より援助の要請があればこれに応じて専門家の派遣を行なうよう、事務総長に要請した決議——に注目し、」

「事務総長が婦人の地位に関する年1回の地域セミナーの計画を今後もつづけるよう、また加盟諸国の小グループによるセミナーの開催に対して援助の要請があれば、人権分野の助言サービス計画にもとづき、これに対して好意ある考慮を払うよう要請する。」

同代表はまた、ガーナ代表が口頭で提出した次の修正案に対して、共同提案者たちがこれを受諾したことを報告した。すなわち、最後の2節の前に以下の1節を入れるという案である。

「国内セミナーはまた婦人の地位向上のための専門諸機関の活動を調整する上に役立ちうることを認め、」

同代表は、共同提案者たちは専門諸機関との協働の必要性を強調することは有用と考えこの提案に賛成するとのべた。すべての修正点は、文書E/CN.4/L.358/Rev.1に含まれた改訂決議案文にもりこまれた。

133. 第384次会議において、決議案E/CN.4/L.358/Rev.1が提出され、委員会はこれを全会一致採択した。決議文は次の通りである。

12 (XV I) 助言サービス計画

婦人の地位委員会は、

1961年6月ブカレストにおいて開催された私法上の婦人の地位に関する第1回の地域セミナーにおいて、この議題の問題に多大の関心が表明されたこと、および、エカフエ地域の加盟諸国のために同様のセミナーが五月に東京で開催予定であることを注目し、

この分野でのセミナー及び公的生活への婦人の参加に関して開催されたセミナーによつておこなわれた種々の勧告が、特定の諸国においては重要な意義をもつものとして大いに役立つことに注目し、

第16回総会によつて与えられた人権分野におけるフェロシツプの新しい機会が、婦人の地位の向上に関心ある加盟国政府にとつて有用であることを信じ、

1. 婦人の地位に関するセミナーの運営に当つた指導部の優秀さに対して事務総長に敬意を表する。
2. 助言サービス計画のもとに毎年与えられるフェロシツプの相当部分が、法律上事実上における完全な婦人の平等をいかにしてもつともよく確保するかについての研究にむけられるよう、希望を表明する。

3. 経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

(第14章 決議案Ⅵ参照)

134. 第379次会議において、コロンビア代表から、コロンビア政府が1963年に家族法上の婦人の地位に関するセミナーを同国において開催するよう国連事務総長に要請した旨の報告があつた。その後第382次会議において、シエラレオネの国連大使が、家族法上の婦人の地位に関する1963年のセミナーをシエラレオネにおいて開催するよう、同国を代表して、直接招請をおこなつた。多くの委員たちがコロンビアとシエラレオネの政府から寄せられた招請に対して感謝の意を表し、このことはとくに家族法の分野における婦人の地位の向上及び委員会の事業に対して諸国政府の側に深い関心があることを示すものであると考へ、またこの2国の招請は、国連の人権分野の助言サービス計画によつて、供与されるサービスが真に必要であることを反映するものであるとのべた。1963年中に家族法上の婦人の地位に関する地域セミナーを、1回は西半球のために、1回はアフリカのために、都合2回開催しうるよう、経済社会理事会がそのための特別の予算配布を勧告するよう、幾人かの代表が希望をのべた。1人の代表が、総会決議1679(XVI)にしたがつて人権フェロシツプのために割当てられた資金が、もし十分活用されないようであれば、家族法上の婦人の地位に関するセミナーをもう1回開催するのに使用してもよいのではなからうかと示唆した。他の1人の代表は、助言サービスに対する要求が新しく高まつたのにこたえて、助言サービス計画の拡大を考慮するのに今は適当な時機ではなからうか、とのべた。

135. 多くの代表が、1963年に家族法上の婦人の地位に関するセミナーを、西半球のためにコロンビアのボゴタで開催することは、この前の婦人の公的生活参加に関するセミナーを廻り持ちにしたさいの地理的分配にしたがうことになるという意見を強調し、事務総長が1963年の会議についてコロンビア政府の招請を受諾するよう希望を表明した。ガーナ代表が、今会期の終了以前に、委員会第17回又は18回会議をガーナのアクラで開催されたいとのガーナ政府よりの招請を伝えることができよう、とのべた。これが終局的に実現すれば、その際はアフリカの婦人や婦人団体が委員会の事業に参加することとなり、したがつて、西半球もアフリカもともに、婦人の地位関係の会議によつてもたらされる利益をうけることができると、同代表は結んだ。1963年の家族法に関するセミナーの開催場所の決定は事務総長にまかせるというシエラレオネ大使の示唆を多数の委員が支持し、多数の代表が1963年のセミナーは西半球において開催さるべきであることをくり返した。ここにおいて委員たちは、家族法上の婦人の地位に関する1963年のセミナーの開催地を決定するについて事務総長が委員たちののべた意見を考慮に入れるよう、希望を表明した。

第9章 全米婦人委員会の報告

136. 委員会は第382次会議において議題10を審議し、全米婦人委員会より報告書(E/CN. 6/400)が提出された。全米婦人委員会会長がこの会議に出席不可能のため、会長の依頼によりメキシコ代表マリア・ラヴアル・ウルビナ女史がこの報告書の説明を行なつた。

137. 多くの委員とペルーのオブザーバーから、全米婦人委員会の事業に対する賛辞がのべられた。キューバ代表は、婦人の地位の向上の面で同国が達成した進歩に関する情報がこの文書に含まれていないことを遺憾とした。メキシコ代表はキューバ代表の意見を全米婦人委員会会長に伝えるとのべた。

138. ソ連代表は、他の地域的な婦人団体や諮問的地位を有しない民間団体からも、委員会は同様な情報を受けるべきであると考えた。

139. 委員会は報告書に注目し、全米婦人委員会とメキシコ代表に対して感謝の意を表した。

第10章 通 信

140. 委員会は第383次会議において議題11についての審議を行なつた。経済社会理事会決議76(V)(決議3041(XI)により修正)にしたがつて、婦人の地位に関する通信は事務総長によつて、非機密リスト(E/CN. 6/CR.15)と機密リスト(SW/communication List No. 9)として要約されていた。

141. 非機密リストは通信特別委員会によつて検討され、その報告(E/CN. 6/L. 361)は第383次会議において全会一致承認された。

142. 非公開会議において、委員会は通信の機密リストを受けとり、これに注目した。

第11章 委員会事業総覧・事業計画の検討と優先

審議事項の設定・文書作成の統制と制限

145. 委員会は第383次及び第384次会議において議題12を審議した。事務総長作成にかかる次の資料が提出された。——委員会の事業および国際的成果総覧(追加報告)(E/CN. 6/372/Add.1)、事業計画の検討、優先審議事項の設定及び文書作成の統制と制限(E/CN. 6/399) 事業計画の検討及び優先審議事項の設定に関するワーキングペーパー

(第15回及び第16回会議における決定にもとづく、優先順位の事務総長案を一表にしたもの)(E/CN.6/L.360)。

144. 討議は事業計画と優先審議事項の設定に関するワーキングペーパー(E/CN.6/L.360)に集中した。また、討論の過程で、しばしば文書E/CN.6/399にある事務総長の提案にも言及され、また、委員会の事業及び国際的成果総覧(E/CN.6/372とcorr.1, Add.1)に含まれた広汎な資料が委員会の審議に役立つことがわべられた。

145. ソ連代表が、委員会の今後の事業計画に次の事項を含めることを提案した。

(1) 婦人の失業問題

(2) 委員会の採択した種々の決議の精神に則して行なわれた国内段階における立法措置の調査

146. 多数の代表が、ソ連代表の二つの提案に対して支持を表明した。しかし若干の委員は、婦人の地位に関係ある失業問題の研究についてのソ連代表の提案に関して、このような研究が果して委員会の権限内であるかどうかとの疑問を提出した。これらの委員は、失業問題は男子にも女子にも関係のある諸問題につながるもので、男子より女子により強く影響するものではない、と考え、経済的権利の分野における婦人の差別待遇の除去を追求する委員会の現在の事業は、終局的には望ましい経済生活水準を達成しようとするものであり、この目標はとりもなおさず失業を排除するための諸方策の目的でもあると思う、とのべた。しかし一方幾人かの代表は、すでに委員会の事業計画に含まれている専門的職業訓練の分野におけると同様、失業の問題に関しても、婦人に対する差別待遇はありうる、と考えた。

147. ILO代表が、この点についての質問にこたえて、この問題は婦人労働問題コンサルタント会議が1964年もしくはその後の会議において取扱うはずであり、その会議の研究の結果はおそかれ早かれ、委員会に提供することとなる、とのべた。この情報によつて、ソ連代表は、婦人の地位に関係ある失業問題という一項を事業計画に含めるといふ要求を固執しないこととした。

148. 委員会の採択した諸種の決議の精神に則して行なわれた国内措置に関する研究を要望するにあたり、ソ連代表は、諸国政府が婦人のためにどのような状態を作り出したか、それが委員会の勧告と比較してどうか、を知ることは有意義と思うとのべ、委員会の採択した数多くの決議のもたらした成果と、それらの決議がどのようにして実施に移されたかを示すような報告書が作られることを提案した。

149. 同代表の提案は多数の代表の支持をうけた。他の代表たちは、このような文書の価値をみとめつつも、その範囲について疑問をもつた。一人の代表は、委員会の活動は政府の

みならず民間団体や個人にも影響を与えるのであるから、委員会の事業の価値を完全に測定することは困難である、と考え、委員会決議のあるものは立法によつて実施しようが、その他の決議は、団体や個人の行動にかかっている。このことは、婦人に対する差別待遇が法律上でなく事実上存在しており、したがつて世論の支持があつてはじめてそのような状態の変革がふくりうるという状況のもとではとくにそりである、と強調した。

150. 事務総長代理は、委員会決議の諸国政府による実施状況の完全且つ詳細な情報を事務局が入手することはできないが、他の国連文書や年2回の婦人の地位に関するニュースレターにある情報にもとづいて報告書を準備することは可能であろう、とのべた。同代理は、諸決議の精神にそつて若干の国においてとられた措置に関する情報を含む報告書を準備することは可能であろうと考えた。この提案に対する説明は委員会の歓迎するところとなり、委員会第17回会議の事業計画にその報告書を含めることが決定された。

151. ポーランド代表が、委員会の取扱つた、たとえば婦人の政治的権利のような特別の問題について調査報告を作成し、その中で、当該問題に関する委員会決議の実施のためにとられた措置について包括的な記述を行なうことが考えられないだろうかとの意見をのべ、またこの種の調査報告を今後毎年会議用として継続的に準備してはどうかとも示唆した。同代表は、この意見はたんに示唆としての提案にすぎず、委員たちが今後の委員会のために自分のこの考えを考慮することは有意義と考えて発表したとのべた。

152. アメリカ代表が、私法上の婦人の地位の研究範囲にはいる問題として、未成年の子供に対する母親の監護権の平等に関する項目を、委員会の将来の事業計画に含めることを提案した。同代表はこの問題の研究は家族生活における婦人の地位の向上に大いに役立つであろうと考えた。他の代表たちもこの提案を支持したが、この研究を行なうについての情報源については種々な意見かのべられた。研究の基礎となる必要な資料をうるために政府に質問書を送るといふ案も出された。他の代表たちは、家族法上の婦人の地位に関するセミナーの文書をはじめとして、事務局には適当な資料の手持があると考えた。委員たちは、事務局の手持の資料、とくにセミナーの文書にもとづいて(第18回会議までにセミナーの文書は世界の3地域に分を含むことになる)子供の監護を含む親の権利義務に関する予備報告を、第18回会議のために準備することに同意した。

153. アルゼンチン代表が、経済生活における婦人の地位一般、とくに婦人の職業活動に関する報告書がILOから出されれば役立つであろうという意見をのべた。しかし、職業の分野についての研究プランを含むILOの報告書が第17回会議のために準備されることにかんがみ、同代表はこの意見を置くは主張しなかつた。

154. 委員会は、ワーキングペーパー(E/CN.4/399)にある事務総長の提案、すなわち、家族法及び婦人の財産権関係の法律及び実情に関する報告書はこれを隔年に作成することとし、また婦人の政治的権利に関する条約の加盟諸国政府による実施状況についての覚書も隔年とするという提案を受諾した。

155. アメリカ代表から決議案(E/CN.4/L.357)が提出された、これは、毎年事務総長が作成する委員会事業総覧の中に、婦人の地位に関する国連の販売用出版物のリストと、これに関連する情報とを入れるよう、事務総長に対し要請するものである。

156. 討論の過程で、提案者は口頭で主文を次のように改訂した。

“事務総長に対し、婦人の地位に関する国連の販売用出版物を一覧にした年毎の覚書を準備するよう、そしてこれには購入方法についての案内を付し、また本委員会の勧告にもとづいて作成出版された刊行物の場合は、販売部数と配布部数の現在高及び手持部数を記載するよう要請する。”

157. 第384次会議において、委員会は全会一致決議案を改訂通りで採択した。決議文は次の通りである。

13 (XVI) 事業計画

婦人の地位委員会は、

婦人の地位に関する国連刊行物、とくに情報部作成の販売用パンフレット及び本委員会の勧告にもとづいて作成され出版されたパンフレット類にいまなお関心が高いことに注目し、

これらの刊行物に関する情報が定期的に出されれば、委員会の委員にとつても諮問的地位にある民間団体にとつても役に立つであろうと信じ、

委員会の勧告にもとづいて作成され出版された刊行物の場合は、これらを絶版にし、あるいは新しく改訂するために、時々その内容に検討を加えることが引きつづき委員会の責任であると信じ、

事務総長に対し、婦人の地位に関する国連の販売用刊行物を一覧にした年毎の覚書を準備するよう、そしてこれには購入方法についての案内を付し、また本委員会の勧告にもとづいて作成され出版された刊行物の場合は、販売部数と配布部数の現在高及び手持部数を記載するよう要請する。

158. 第384次会議において、委員会は事業計画と優先審議事項の設定(E/CN.4/L.360)につき、上記第148-157節にある変更を付して、これを全会一致採択した。

159. 委員会の採択した事業計画は次の通りである。

I 優先的継続事業

(a) 婦人の政治的権利

(i) 婦人の選挙権・被選挙権に関する年次覚書(经济社会理事会決議120A(VI))

(ii) 非自治領における婦人の地位に関する報告(E/3228第150節、E/CN.4/378第5-6節、E/3464第205節および第216節)

(iii) 各国政府の婦人参政権条約実施状況に関する事務総長報告(经济社会理事会決議504E(XVI)、E/3228第25節)

(b) 人権の分野における助言サービス

(i) 事務総長状況報告(総会決議926(X))

(ii) 家族法上の婦人の地位に関する1962年セミナーの報告

(c) 婦人の教育の機会

婦人にとくに関係あるUNESCO活動に関するUNESCOの状況報告(经济社会理事会決議82 IV B(XXXII))

(d) 婦人の経済的権利

婦人の雇用に関係あるILOの活動の情報を含む、ILOの状況報告(经济社会理事会決議821 IV B(XXXII))

(e) 私法上の婦人の地位

家族法および婦人の財産権に関する法制および慣行に関する追加報告(经济社会理事会決議547 E(XVII))

(f) 結婚婦人の国籍

結婚婦人の国籍に関する最近の立法の変化についての情報を含む事務総長追加報告(E/2850第182節、E/3464第206節)

(g) 委員会の事業および国際的成果総覧 事務総長追加報告(E/3464第203節)

(h) 出版物

婦人の地位に関係ある国連の販売出版物を記載した年次覚書(決議13(XVI))

(i) 婦人の地位に関する年2回のニュースレター E/1712第93節、E/1997第123節、およびE/3360第24節

II 優先的特別計画

(a) 婦人の政治的権利

「婦人の市民・政治教育」に関するパンフレット改訂版の草稿を含む事務総長報告（決議1（XV））

(b) 婦人の教育の機会

農村地域の婦人の教育に関する UNESCO 報告（委員会決議10（XIV）および経済社会理事会決議801（XXX）付属）

(c) 婦人の経済的権利および経済的機会

(i) 主な専門的技術的分野における婦人の職業進出状況に関する、ILOおよび UNESCO との協議による、事務総長報告（経済社会理事会決議652E（XXIV）および委員会決議8（XV））

(ii) 他の職業分野の研究計画を含むILO報告（決議8（XV））

(iii) 婦人のパートタイム労働に関するILO報告および事務総長報告（決議6（XV））

(iv) 退職年金および年金受給権に関するILO追加報告（決議7（XIV）およびE/3606第72節）

(d) 私法上の婦人の地位

婚姻解消・婚姻取消および法定別居に関する事務総長報告（決議14（XV））

(e) 委員会決議の国内法調への影響

手持資料にもとづく事務総長報告（E/3606第150節）

III 非優先事業計画（将来の委員会のための）

(a) 婦人の政治的権利

第18回会議のための信託統治地域における婦人の地位に関する事務総長報告（E/3228第150節、E/3464第215節）

(b) 婦人の教育の機会

第18回会議のための女子の中等教育への機会に関する UNESCO 報告

(c) 婦人の経済的権利と経済的機会

(i) 女子の職業指導および職業訓練

女子の職業指導および職業訓練促進に関し各国政府がなした進歩の状況についてのILOとの協力による事務総長報告（決議6（XVI））

(ii) 保育所および昼間託児施設

WHO・ILOおよび国際児童センターの入手した情報を伝達する事務総長報告（決議7

（XVI））

(d) 同一労働同一賃金

「男女同一労働同一賃金」に関するILO条約の署名・批准状況を含む、各国政府の同一労働同一賃金原則の実施状況報告（E/3360第137節、委員会決議3（XVI）および決議4（XVI））

(e) 人権に関する定期報告E/3464第218節

(f) 私法上の婦人の地位

家族法上の婦人の地位セミナーの会議用文書からの資料にもとづく、後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告（E/3606第152節）

III 出版物

「結婚婦人の法的地位」改訂版（販売番号：1957. IV.8）決議10（XVI）

「結婚婦人の国籍」改訂版（販売番号：1955 IV.1）経済社会理事会決議7720（XXVIII）

第12章 次回会議の開催場所

160. 第383次会議において、委員会は第17回会議に対して加盟国からの招請がない場合は、同会議はジュネーブで行なうよう経済社会理事会に勧告する内容のアルゼンチン・オーストラリア・コロンビア・ガーナ・インドネシアおよびメキシコの代表の提出による決議案(E/CN.6/L.359)を審議した。ガーナ代表は、ガーナ政府は第17回もしくは第18回委員会を自国で開催するよう正式な招請を行なうことを考慮中であるとのべた。同代表は、決議案は加盟国からの招請があった場合には、第17回会議をジュネーブ以外において開催する可能性を認めているとのべ、共同提案者はこれを支持した。

161. 次に委員会は、決議案(E/CN.6/L.359)を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

14(XVI) 婦人の地位委員会第17回会議開催場所

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し委員会第17回会議に対して加盟国からの招請がない場合は、1963年、ジュネーブにおいてこれを開催するよう勧告する。

第13章 報告書の採択

162. 第385次会議において、婦人の地位委員会は経済社会理事会に対する第16回会議報告書を全会一致で採択した。

第14章 経済社会理事会の採択を求める決議案

I 委員会報告

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会(第16回会期)の報告書に注目する。

II 同一労働同一賃金

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会第16回会議報告書を検討し、

未だ多くの国に現存する賃金および給料についての男女間の法律上・事実上の不平等が、経済分野における男女の真の平等達成に重大な障害となっており、また、婦人に対するこのような差別を排除するために国内的・国際的段階において効果的な措置がとられるべきであるという婦人の地位委員会の意見に賛同し、

これに関連して、特に賃金および給料問題での婦人の差別待遇を排除し、同一労働同一賃金の原則を着実に適用することについての諸国政府の責任を強調し、

1. 次のことを要求する。

(a) 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関するILO条約第100号を批准またはその諸原則を実施していない加盟国政府は、ILO憲章にしたがい、この条約の批准または実施をおこなうこと、またILO勧告第90号の諸規定を実行すること、および、すべての経済分野においてこれに関連する立法上・実際上の処置を講じることによって同一労働同一賃金の原則を着実に適用し促進すること。

(b) ILOは、同一労働同一賃金原則の導入を世界的規模において図ることを継続し、労働問題および社会問題を国際段階において審議するに際しては常にこの原則を念頭におくこと。

2. 経済社会理事会に対し諮問的地位をもつ国内および国際婦人団体が、男女に対する平等な経済的労働条件の原則を、それぞれの活動の中で不断に擁護しつづけるよう、また同一労働同一賃金原則の法制上・実際上の適用を要求するよう、希望を表明する。

3. 事務総長に対し、ILOと協力して、同一労働同一賃金の分野における進歩の成果についてまた、まだこの分野にのこっている障害について、婦人の地位委員会第18回会議に報告を提出するよう、要請する。

III 女子の初等教育への機会

経済社会理事会は、

女子の初等教育の機会に関するUNESCO報告(E/CN.6/396およびCorr.1と2)を審議し、全世界の学令児童のほぼ半数が学校教育を受けず、しかも学校に行く女子の数は男子のそれよりさらに少ないということを考慮し、

教育は婦人が自国の文化・社会・経済生活の中にしかるべき地位をしめることを助けるものであることを念頭におき、

教育および文盲追放の問題に最大の重点をおいた1957年7月24日の決議6520(XXIV)と、1961年7月19日の決議821V-B(XXXII)および、1961年12月18日の総会決議1677(XVI)と1961年12月19日の総会決議1717(XVI)を想起し、

教育の推進に関する地域会議の成果に満足をもって注目し、

1. 国連および専門機関加盟国に対し次のことを勧告する。

(a) 必要な場合はそれぞれの計画の中に、普遍的・義務的であり、また男女児童に無料で与えられる初等教育を拡張することの必要性を考慮すること。

(b) 男女が初等教育を受ける平等の権利と便宜を持つことを保証すること、その際新しい技術がこれに役立てばこれを利用すること。

(c) 初等学校における女子の出席を促進するために必要な手段を講じること。

(d) 初等教育を受けていない成人婦人のための教育を推進するよう手段を講じること。

(e) 教育の推進に関する地域会議の結論と勧告を、それらを徐々に実施するという目標のもとに研究すること。

(f) 教育上の差別に対するUNESCO条約の諸規定を完全に実施すること。

2. UNESCOが、その教育推進事業の中で、すべての女子および初等教育を受けていない成人婦人に初等教育を与えることにもっとも重点を置くようにとの希望を表明する。

3. 経済社会理事会の諮問的地位にある民間婦人団体が、全住民をこの事業にひき入れ、地方財源を充分利用して、政府の教育推進事業に協力するよう勧告する。

III 民法上の婦人の地位

A

婦人の地位に関係ある相続法

経済社会理事会は、

国連憲章の中に男女の諸権利の平等の原則が厳しく宣言されていることを考慮し、

この原則を民法上の婦人の地位に適用することに関しての1953年7月23日の決議504D(XVI)を想起し、

多くの国の法制において婦人の相続権が遺言による相続についても遺言によらない相続についても、男子のそれと平等ではないことに注目し、

法律が婦人の相続権を一切認めない制度をもつ国もあり、また、婦人の相続分が同親等男子相続人の相続分に比し極めて僅かであるような制度をもつ国もあることに注目し、

ある法制の下では、男子相続人が相続順位上常に女子相続人より優位にあり、またある国では、女子の相続権と遺言能力および相続の承認または放棄の能力、あるいは遺産管理人や遺言執行人となる能力が、夫婦平等の原則に反して、結婚によりあるいは夫婦財産制の開始によって影響されることに注目し、

さらに、ある法制の下では、遺産に対する寡婦の権利がかん夫のそれより少ないか、特別な制限を受けていることに注目し、

国連および専門機関加盟国政府が、死者に対して同親等にある男女は平等の遺産相続分を受け資格があり、相続順位は同一であるべきことを規定し、さらに、婦人の相続権と遺言能力・相続の承認または放棄の能力および遺産管理人や遺言執行人となる能力が、結婚や夫婦財産制により、これが夫の能力にも影響する程度をこえて、影響を受けるものでないこと、および遺産に対する寡婦の権利がかん夫のそれと平等であることを規定することによって、男女の相続権の平等を確保するためのあらゆる可能な措置を講じるよう勧告する。

B

結婚婦人の法的地位

経済社会理事会は、

1955年8月3日の理事会決議587D(XX)によって、事務総長に対し、とくに結婚婦人の法的地位に関する資料をすみやかに準備し、出版の手配を行なうよう要請したことを想起し、この決議にしたがい事務総長が「結婚婦人の法的地位」(ST/BOA/35—販売資料番号

1957. IV. 8)と題するパンフレットを作成し、出版したことに注目し、

さらに、この価値ある出版物は広く配布され、一般の大きな需要のため、「家族法上の婦人の地位」に関する国連セミナーでの利用のために数回版を重ねたことに注目し、

また、この出版物の刊行後、この問題に関するかなりの量の新資料が事務総長によって、とくにセミナーのためのバックグラウンドペーパーやワーキングペーパーの形で集められていることに注目し、

これらの情報は公衆に役立てるべきであり、またこのパンフレットの資料を更新することは容易であることを信じ、

事務総長が、「家族法上の婦人の地位」に関するセミナーの文書および他の権威筋の情報をもとにして、「結婚婦人の法的地位」に関するパンフレットの新しい版をすみやかに出版するよう準備し手配することを要請する。

V 後進国の婦人の進歩に対する国連援助

経済社会理事会は、

1960年7月25日の理事会決議771H(XXX)および婦人の地位委員会第16回会議において表明された意見にもとづき作成された後進国の婦人の進歩に対する国連援助に関する事務総長報告(E/3493とCorr. 1と2, E/3566とCorr. 1, E/CN. 6/395とCorr. 1)を審議し、

1960年12月12日の総会決議1509(XV)の中に、婦人の地位委員会および経済社会理事会が、後進国の婦人の地位の進歩のために努力をつづけるよう、またこのことに関して国連および専門諸機関による特別の援助を導き出すような何らかの適切な措置を講じるよう、要請されていることを想起し、

1961年12月18日の総会決議1679(XVI)によって、セミナーのほかに、毎年人権フェローシップを多数のものに供与するため人権分野の助言サービス資金の増額が決定されたことを満足をもって注目し、

国連開発10年に際し、国連専門諸機関および国連児童基金の行なう後進国の婦人の地位の進歩のための諸計画に発展調整を図るべく、今は適切な時機であることを考慮し、

この目標達成のためには、諸国政府、専門諸機関と国連児童基金、および諮問的地位にある民間団体の協力が不可欠であると信じ、

1 国連および専門諸機関加盟国政府に対し、後進国の婦人の地位の進歩向上のために、専門家

の助言サービスの要請、あるいはセミナーその他の会議への出席の促進、フェローシップやスカラシップの機会の利用等によって、技術援助の通常計画および拡大計画のもとに現在利用される種々のサービスや人権分野の助言サービス計画、社会福祉助言サービス計画等を充分に利用するよう、勧告する。

2. ILO、ユネスコ、農業食料機関、世界保健機関および国連児童基金が、国連と協力して、後進国の婦人の要求にこたえうる企画を拡大強化し、この目的達成のための新しい手段を探究するよう、要請する。

3. 事務総長に対して次のことを要請する。

(a) 各種の国連援助計画を企画するに際して、後進国の婦人の要求に注意を向けること、また、その企画の中に、とくにこれらの要求にこたえることを目的としたプロジェクトを含めること。

(b) 婦人の地位に関するセミナーの開催、政府の要請による婦人の権利に関する専門家の派遣、婦人の地位に関係ある者に対する人権フェローシップおよびスカラシップの提供、等の手段によって、後進国の婦人の地位の進歩のために国連の利用しうる資金を今後も有効に利用すること、また、諸国政府、専門諸機関および諮問的地位にある民間団体に対して、婦人の進歩のために利用しうる諸便宜に関するすべての情報を知らせること。

4. 諮問的地位にある民間団体に対し、次のことを勧奨する。

婦人の進歩に役立つ国連の企画についての世論を喚起することによって、また、地域・国内・地方段階でのセミナーのできれば将来は国際セミナーの開催や、フェローシップやスカラシップの供与または専門家の助言その他の活動をととして、国際的・国内的段階において国連の事業をたすけることによって、事務総長に協力すること。

VI 助言サービス計画

経済社会理事会は、

加盟諸国が婦人の地位に関する地域セミナーに絶えざる関心をよせており、この分野においてすでに開催されたセミナーに関連して多くの貴重な資料がえられたことを注目し、

婦人の地位に関する議題は、もっと少数の国々によるセミナーや国内段階のセミナーにおいても討議の主題として有用であると信じ、

国内セミナーはまた婦人の地位の向上のための専門諸機関の活動を調整する上に役立つことをとをまとめ、

婦人の地位委員会が第14回会議において採択した決議3(XIV)すなわち「事務総長が婦人の地位向上の目的をもって、計画を推進し、とくに国内および地方段階でのセミナー開催に際し、政府より援助の要請があれば、これに応じて専門家を派遣するよう事務総長に要請した決議」に注目し、

事務総長が婦人の地位に関する毎年の地域セミナーの計画を今後もつづけるよう、また加盟諸国の小グループによるセミナーの開催に対して援助の要請があれば、人権分野の助言サービス計画にもとづき、これに対して好意ある考慮を払うよう要請する。

付

録

付 録 I

婦人の地位委員会第16回会議において審議された文書一覧

1. 一般シリーズとして出された文書

A/4824とCorr. 1

婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法・その他の法的措置：事務総長覚書

E/3493とCorr. 1と2、E/3566とCorr. 1およびE/CN. 6/395とCorr. 1

後進国の婦人の進歩に対する国連援助：事務総長報告書

E/CN. 6/372/Add. 1

委員会の事業および国際的成果総覧：事務総長追加報告書

E/CN. 6/385

保育所および屋間託児施設：国際児童センター主催の1960年12月パリにおける保育所に関するセミナーの報告書抜粋、および欧州四か国における保育所に関する報告書の抜粋を伝達する、事務総長覚書

E/CN. 6/386とCorr. 1

委員会第16回会議仮議題

E/CN. 6/386/Rev. 1

委員会採択の議題

E/CN. 6/387

信託統治地域における婦人の地位に関する資料：事務総長報告書

E/CN. 6/388とCorr. 1

人権に関する定期報告についての事務総長覚書

E/CN. 6/390

少数者の差別防止および保護に関する小委員会特別記録係の準備した、政治的権利についての差別の研究を伝達する事務総長覚書

E/CN. 6/391とAdd. 1およびAdd. 1/Corr. 1

婦人の地位に関係ある相続法：事務総長報告書

E/CN. 6/392

同一労働同一賃金：ILO 状況報告書

E/CN. 6/393

婦人の雇用問題に特に関係あるILOの活動：ILO 報告書

E/CN. 6/394

退職年金および年金受給権：ILO 報告書

E/CN. 6/396 と Corr. 1 と 2

少女の初等教育への機会：UNESCO 報告書

E/CN. 6/397

女子の職業準備：ILO 報告書

E/CN. 6/398 と Add. 1、E/CN. 4/825 と Add. 1

人権の分野における助言サービス：事務総長状況報告書

E/CN. 6/399

事業計画一覧・優先審議事項の設定・文書作成の統制と制限：事務総長覚書

E/CN. 6/400

全アメリカ婦人委員会の報告書

E/CN. 6/401

同一労働同一賃金：パンフレット「同一労働同一賃金」の販売・配布に関する事務総長覚書

E/CN. 6/CR. 15

非機密通信文書リスト

E/CN. 4/Sub. 2/213

少数者の差別防止および保護に関する小委員会特別記録係の準備した、政治的権利についての差別に関する報告書

E/CN. 4/830、E/CN. 4/Sub. 2/218

少数者の差別防止および保護に関する小委員会第14回会議の人権委員会への報告書

E/CN. 4/810 と Corr. 1 および Add. 1 と 2

人権に関する定期報告：67 か国政府提出の1957～1959年分定期報告の事務総長要約

E/CN. 4/811 と Add. 1 と 2 および Add. 2/Corr. 1

人権に関する定期報告：専門諸機関権限内の諸権利に関する各機関報告書

E/CN. 4/831

人権に関する定期報告委員会（人権委員会の）の報告書

ST/TAO/HR/11

「家族法上の婦人の地位に関する1961年セミナー」

2. NGO シリーズとして出された文書

E/CN. 6/NGO/118

助言サービス計画：世界ガールガイド・ガールスカウト協会の意見書

E/CN. 6/NGO/119

婦人の経済的権利と経済的機会：国際有職婦人クラブ連合会の意見書

E/CN. 6/NGO/120

婦人の経済的権利と経済的機会：聖ジョン国際連盟の意見書

E/CN. 6/NGO/121

婦人の経済的権利と経済的機会・婦人の教育の機会・私法上の婦人の地位・および後進国の婦人の進歩に対する国連援助：国際婦人協議会の意見書

E/CN. 6/NGO/122

同一労働同一賃金・婦人の経済的権利と経済的機会・および後進国の婦人の進歩に対する国連援助：国際婦人同盟の意見書

E/CN. 6/NGO/123

婦人の教育の機会：国際有職婦人クラブ連合会の意見書

E/CN. 6/NGO/124

後進国の婦人の進歩に対する国連援助：汎太平洋東南アジア婦人協会の意見書

E/CN. 6/NGO/125

婦人の政治的権利・助言サービス計画・私法上の婦人の地位：国際大学婦人協会の意見書

E/CN. 6/NGO/126

婦人の教育の機会：国際大学婦人協会の意見書

E/CN. 6/NGO/127

同一労働同一賃金、および婦人の経済的権利と経済的機会：国際大学婦人協会の意見書

E/CN. 6/NGO/128

婦人の教育の機会、および後進国の婦人の進歩に対する国連援助：世界カトリック婦人団

体連盟と世界カトリック青年婦人連盟の共同意見書

E/CN. 6/NGO/129

保育所および昼間託児施設：世界母親運動の意見書

3. 限定シリーズとして出した文書

E/CN. 6/L. 331

事業組織：議長覚書

E/CN. 6/L. 332とAdd. 1

婦人の政治的権利—アルゼンチン、オーストラリア、コロンビア、日本、スペイン、アラブ連合、英国および米国：決議案

E/CN. 6/L. 333

婦人の政治的権利—ソ連：決議案

E/CN. 6/L. 334

婦人の政治的権利—フィリピンおよびポーランド：決議案E/CN. 6/L. 332に対する修正案

E/CN. 6/L. 335

婦人の政治的権利：第366次会議における委員会採択の決議

E/CN. 6/L. 336

婦人の政治的権利：少数者の差別防止および保護に関する小委員会第14回会議において採択された「政治的権利についての自由と無差別に関する一般原則」に変更を加えるための委員会採択の提案（E/CN. 4/830、E/CN. 4/Sub. 2/218、決議1（XIV）、付録）

E/CN. 6/L. 337

同一労働同一賃金—チェコスロヴァキアおよびアラブ連合：決議案

E/CN. 6/L. 338

同一労働同一賃金—コロンビア、日本、オランダ、スペイン、英国および米国：決議案

E/CN. 6/L. 339

同一労働同一賃金—アルゼンチン、オーストラリア、イラン、日本、メキシコ、英国および米国：決議案

E/CN. 6/L. 340

人権に関する定期報告：人権に関する定期報告の作業部会の準備した決議案を含むワーキングペーパー

E/CN. 6/L. 341

婦人の職業訓練—ポーランド：決議案

E/CN. 6/L. 342

人権に関する定期報告—英国：ワーキング・ペーパー（E/CN. 6/L. 340）の修正

E/CN. 6/L. 343とAdd. 1—4

経済社会理事会に提出する婦人の地位委員会第16回会議報告書草案

E/CN. 6/L. 344

同一労働同一賃金：第368次会議における委員会採択の決議

E/CN. 6/L. 345

婦人の職業訓練—英国：決議案E/CN. 6/L. 341の修正案

E/CN. 6/L. 346

人権に関する定期報告：第369次会議における委員会採択の決議

E/CN. 6/L. 347

女子の職業訓練—米国：決議案

E/CN. 6/L. 348

女子の職業訓練：決議委員会の準備したワーキング・ペーパー

E/CN. 6/L. 349

保育所および昼間託児施設—チェコスロヴァキア：決議案

E/CN. 6/L. 349/Rev. 1

保育所および昼間託児施設—チェコスロヴァキア：改訂決議案

E/CN. 6/L. 350

女子の職業指導および職業訓練：第373次会議における委員会採択の決議

E/CN. 6/L. 351

婦人の初等教育への機会—キューバ：決議案

E/CN. 6/L. 352とAdd. 1とCorr. 1

婦人の地位に関係ある相続法—アルゼンチン、コロンビア、フィンランド、メキシコおよびフィリピン：決議案

E/CN.6/L.353

私法上の婦人の地位 米国：決議案

E/CN.6/L.353/Add.1

私法上の婦人の地位：文書E/CN.6/L.353中に含まれる決議案の財政措置に関する意見書

E/CN.6/L.354

保育所および昼間託児施設：第375次会議における委員会採択の決議

E/CN.6/L.355とCorr.1とAdd.1と2

後進国の婦人の進歩に対する国連援助 オーストラリア、中国、メキシコ、オランダ、

フィリピンおよび英国：決議案

E/CN.6/L.356

女子の初等教育の機会：第376次会議における委員会採択の決議

E/CN.6/L.357

事業計画 米国：決議案

E/CN.6/L.358とAdd.1

助言サービス計画 インドネシア、アラブ連合および米国：決議案

E/CN.6/L.358/Rev.1

助言サービス計画 コロンビア、インドネシア、アラブ連合および米国：改訂決議案

E/CN.6/L.359

婦人の地位委員会第17回会議開催場所 アルゼンチン、オーストラリア、コロンビア、

ガーナ、インドネシアおよびメキシコ：決議案

E/CN.6/L.360

事業計画一覧および優先審議事項の設定：事務総長ワーキング・ペーパー

E/CN.6/L.361

婦人の地位に関する通信文書：通信委員会の報告書

付 録 II

婦人の地位委員会第16回会議において行なわれた諸決定の財政措置

1. 委員会は、決議案10(XVI)(本報告書第7章参照)によって、経済社会理事会に対し事務総長が家族法上の婦人の地位に関するセミナーの文書およびその他の梅威筋の情報をもとにして、「結婚婦人の法的地位」に関するパンフレットの新しい版をすみやかに出版するよう準備し手配することを要請すべく勧告している。
2. 改訂版を現行の版と同じ型(6インチ×9インチ)で出すと仮定して、新しい資料を入れると150ページの長さになる見込みである。この長さの小冊子を3か国語で必要部数だけ印刷する総費用は3,800ドルと見積られる(英語：3,900部—1,500ドル、フランス語：1,750部—1,200ドル、スペイン語：1,225部—1,100ドル)。
3. 改訂および新しい資料の増補の業務は、人権部職員が行なうこととなる。
4. 提案が採択された場合、財政措置は、年末に総会に上提される経済社会理事会第33回および第34回会議の決定に伴う1963年修正予算案に反映することとなる。

国連婦人の地位委員会
第16回会議報告書

昭和37年12月10日

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 東京都新宿区余丁町35

三浦商会

電話(351)6456